

国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険における
環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第2回）

2008年2月7日（木）

（13:30～17:00）

国際協力銀行本店9階講堂

【司会】

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。皆様、今日はお忙しい中、おいでいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、「国際協力銀行（国際金融等業務）及び日本貿易保険における環境社会配慮確認のためのガイドラインの改訂に関するコンサルテーション会合（第2回）」を開催させていただきますと思います。

私は、議事進行を務めさせていただきます国際協力銀行総務部・鶴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早速でございますが、前回ご参加いただきました皆様にはお話をさせていただきましたけれども、この会合の注意事項、ルールと申しますか、最初に若干ご説明させていただきますと思います。

まず、本会合の議事録でございますけれども、これは逐語ということで、私どもから後日公開させていただくということを前提といたしております。したがって、ご発言に際しましては、冒頭にご所属、お名前をお願いできればと存じます。もし、議事録上で匿名にしてほしいとおっしゃる方、あるいは、この会議の中でも、そもそも匿名でご発言なさりたいという方につきましては、そのようにさせていただきますので、ご発言の冒頭に、その旨おっしゃっていただければと思います。

それから、これも前回お願いした点でございますけれども、なるべく多くの方にご発言、ご意見を伺えるように、極力、簡潔なご発言をお願いできればと考えております。

それから、本会合につきましては、環境ガイドラインの改訂の検討のための場であるという趣旨にかんがみまして、個別案件についてのご質問、ご意見等はご遠慮いただければと考えております。

以上でございますけれども、こういったルールで実りの多い議論になっていけばと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に本日の会合の次第につきまして、あるいは内容につきまして、既に私どものホームページのほうでご紹介させていただいておりますが、改めましてJBICの藤平からご説明させていただきます。

では、よろしくお願いいたします。

【国際協力銀行 藤平】

J B I Cの藤平でございます。

本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

J B I C・N E X Iから発言するのは、必ずしも私だけではないと思いますけれども、一応J B I Cを代表いたしまして、最初のお話をさせていただきます。

議事のお話でございますけれども、ホームページでは、必ずしも議事次第というもので書いておりませんで、アジェンダのようなものだけ、テーマだけ書いてあったかと思えます。

それで、私どもなりに、今日、どういう議論をしていただくのか、あるいはするのかということをお考えまして、大きく2つのテーマに分かれると考えております。1つは、J B I C固有の実施状況確認調査についての議論。もう1つは、私どもも今回提示いたしましたし、産業界様からも要望書という形で出ております、いわゆる論点についての議論ということで、よろしければこの1、2部構成でさせていただきたいと考えております。

第1部につきまして、プレゼンテーション。それから質疑応答、あるいは議論。どこかで時間を切ることになるかもしれませんが、第2部の論点の話も非常に大事だと思いますので、論点の方につきましてもプレゼンテーション、それで質疑、議論。第1部の議論が尽きなかった場合には、第2部の後とか、そういったことで、また戻るような感じでやらせていただければと思います。この議事のやり方につきまして、ご異議のある方がいらっしゃったら.....なければ、このやり方でやらせていただきたいと思います。

いずれにしても、プレゼンテーションも大事なのですけれども、議論というところにてできるだけ時間を割いてやっていけたらと考えております。

それで、さっきの中身でございますけれども、第1部、実施状況確認調査ということでございます。これはアジェンダの順番というわけではないのですけれども、まずN G Oさんから、前回の議論を踏まえて、会合の後1週間以内にとということで質問状をいただきました。都合70何問いただいたわけですが、これにつきましては、私どももう既に皆様方にお約束いたしましたとおり、ホームページに回答をアップしております。それにつきまして、簡単にご説明いたします。

続きまして、N G Oさんから実施状況確認についてのコメントとか評価、あるいはさらなる要望、そういったお話をいただくこととなります。その後、質疑応答、議論という形にさせていただければと思います。

続いて、第2部ですけれども、まずNGOさんからのプレゼンテーションをいただきます。もともとNGOさんのところはパッケージでというプレゼンテーションをお考えになっていたところなので、その点、もしかしたらちょっと不都合を感じられるかもしれませんが、若干スプリットさせていただいて、今度は提言についてのプレゼンテーションをいただきたいと思います。

その後、産業界様。その後、JBIC・NEXIからの他機関のガイドラインとの比較とか、コモンアプローチの新旧比較とか、さらには論点という形でプレゼンテーションいたしまして、最後に質疑、さらには議論という形にさせていただきたいと思います。これはご異議なしということによろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それから、もう1つだけ。これは、議事そのものと関係ないのでございますけれども、この場をかりまして、できればこれも合意させていただきたいと思っていることがあります。それは資料でございます。私どもは前回、私どもがプレゼンをするという予定にしているものについての資料は、できるだけ前広にということで、例えば1週間とか2週間前とか、そういうつもりと。具体的にそこまでお約束はしておりませんけれども、できるだけ前広にということでお約束し、ぎりぎり何とかなったかなと思っております。

他方、前回のときに、皆様方にもできればその趣旨にご賛同いただければとは申しましたけれども、これはぜひ義務でということではございません。ぜひそうしていただければありがたいのですけれども、どうしても間に合わなくて、当日配付ということがあっても、それはそれで結構でございます。問題は、事前につくられて、直前になったのだけれども、ちょっと上げたいということをおっしゃった方がいらっしゃいました。事前にホームページにアップする趣旨というのは、前もって載せておいて、皆様方に読んでいただくという趣旨なので、ある程度リードタイムを置いてホームページにアップしないと、ちょっと意味をなさないということになってしまいます。もちろん、当日に配付されたものもホームページのところで、私どもが当日配付資料として掲載いたしますので、そこは疑いのないところでございます。そういう意味で、資料をいただいたときに、私どもとしてどの程度まで前広にホームページにアップするのか。ホームページにアップするのも、私ども一部外部委託しているものですから、少なくとも丸々1日かかってしまうという事情がございます。それでご提案なのですけれども、もし仮に事前ということではホームページにアップをご希望される場合には、原則としてという言い方をさせていただきますが、5営業日前までに私どものほうにお送りいただければ、私どもは最悪3営業日前にホームページに

アップさせていただきます。それを超えてしまったものについては、当日配付ということでご了解いただければと存じます。事務的な話で恐縮ですが、よろしければこういう感じでさせていただきます。特にご異議ございませんでしょうか。 ありがとうございます。では、注意事項とか、今日の議事については以上でございます。

【司会】

ただいま、JBICからご説明がありましたように、今日はテーマとして大きい枠で2つ。まずはJBICが行いました実施状況確認調査についてということで議論して、その後、論点と。申しおくれましたけれども、時間といたしましては、16時30分まで3時間ということで予定させていただいております。

それから、前回と同様でございますけれども、途中、適当なタイミングで短い休憩をとらせていただければと考えております。

もう1つ、事務的な話でございますけれども、JBICからございました資料のホームページの掲載の件でございますが、これもそのようにしていただければということで、ご了解いただけるのであれば、そういうことでよろしく願いできればと思います。

それでは、早速でございますけれども、先ほどご説明がございました順番ということで、まずは実施状況確認調査に関する説明に入っていければと思います。

まずはJBICから、これは藤平参事役からのご説明ということでよろしいでしょうか。その次にご説明いただく方は、どなたでございましょうか。 田辺様でいらっしゃるんですね。

それでは、藤平参事役、田辺様のご説明をまずお聞きして、その後、皆様方からのご意見、あるいはご議論ということで進めさせていただきたいと思います。

それでは、まずJBICからお願いいたします。

【国際協力銀行 藤平】

まず、ご質問への回答ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、正確に何個はわからないですけれども、70何個ご質問をいただきました。これについては、一応すべて何らかの形で回答を作成いたしまして、既にホームページにアップしております。ということもございまして、逐一ご説明をするということは、時間の関係もあり、ちょっと遠慮させていただきます。

まず第1に申し上げたいこととして、全般的な話なのですけれども、先ほど司会からも話がありましたとおり、あるいは個別案件について非難とか、そのような話をするのは避けますというルールであったわけですが、そこはさすがに私どもも回答しておりません。ご質問いただいた中で、件数とか、場合によっては件数が少ないものについての実態はというようなご質問がありまして、これは非常に苦しんだところでございますけれども、案件名までは出さない限りにおいて、精いっぱい出させていただいたと考えております。見ていただければわかることだと思います。

それから、そのご質問に対しての回答を作成するに当たって、もちろんベースとなるのは前回の実施状況調査報告書になるわけですけれども、その後で補足的なヒアリングとか、そういうものも行った上でこの回答を作成しているのも事実でございます。まずそれを申し上げます、私の方で考えますポイントに当たるものをざっと見てまいりたいと思います。

まず、順番は必ずしも何かあったわけではないのですけれども、F o E様からいただいた質問状に対してでございます。これは、まずカテゴリー分類から環境レビュー、情報公開というサブタイトルがついた形でご質問いただいておりますけれども、先ほど申し上げましたところでも若干関係いたします。それから、この後出てくる話かもしれませんが、私ども、実施状況確認調査をやるに当たって、誤解のなきようというところですが、必ずしも書類だけみて机上調査をやったわけではございません。それから、報告をまとめるに当たってのベースとして、個別案件の積み上げというのがあるわけでございますけれども、その個別案件の意思決定とか、モニタリングとか、そういうことをやる際において、適宜サイトに実査しておりますということを申し上げたいわけですし、実際、答えにも書いてあります。

その1つの例として、2ページ目、環境レビューの(8)、これはJ A C S E Sさんだっただと思いますけれども、ほかの方からもご質問いただいております。環境ガイドラインには、環境レビューの際に、その必要に応じ、実査等を行うとされておりますけれども。カテゴリーAの案件は30件あったわけですけれども、そのうち29件まで実査を行っております。残り1件については、ここに書いてあるとおり実査を行っておりませんが、私どもではなくて、別途、環境の専門家が行って確認しているということなので、余り引けをとらないような内容だと。つまり、カテゴリーAの案件ということになりますけれども、これについては、環境レビューの際に、私どもほぼ間違いなく実査をしているということ

ございます。そういった内容も踏まえて今回の実施状況確認調査というものがつくられているということを申し上げたいと思います。

それから、3ページの(12)、住民移転計画のことだと思いますけれども、作成されていない1案件について、J B I Cが確認した住民移転に係る必要事項というのは具体的に何なのかというところについてでございますが、この答えにあるような各項目を一応確認しているということでございます。住民移転に関しては、住民移転計画というものがあるというのが本来あるべき姿だというのはそのとおりでございます。物によってなかったとしても、それに代替するものがあれば、私どもとしてオーケーしたと。これは住民移転というのも、私どもの環境ガイドラインの中にプロジェクトを実施したような方々が行うべき内容としていろいろな項目が書かれてあるわけですが、これは原則として書いてあるということございまして、例外を安易に認めるということではございませんけれども、住民移転計画そのものがなくても、こういう形で確認したという事例だと申し上げられます。

ちょっと飛ばしまして、9ページからはJ A C S E Sさんの質問でございまして、1番目のところは、ある意味、F o Eさんと重なっているところのご質問でございます。

住民移転に関係するところの結構詳細なご質問をいただいております、これは9ページから10ページにかかわっているところでございますけれども、具体的な件数とか、例えば問6に関しては、6件のうち、どうなっているのかとかというようなご質問については、先ほど冒頭に申し上げましたように、私ども、できる限りお答えができる範囲でお答えをさせていただいたつもりでございます。

それから、11ページの(11)、これは地域住民への説明という私どもの報告書の中で、ステークホルダーの説明を行っていない案件が1件あるということで、これはガイドラインに遵守している、あるいは逆にいうと遵守していないのではないかというご指摘があるかと思われる部分です。これにつきましてはプロジェクトの立地、性質とかが海上、かつ非漁業区からして、現地当局が現地国制度に基づいて公開協議は不要と判断し、私どももそれをうのみにしたということではなくて、これを妥当なものと判断したということでございます。これも原則に対する例外ということだろうと思っております。

続きまして、メコン・ウォッチさんからいただいた12ページ、調査の手法というところでございます。これが、私が先ほど申し上げたところと関係してくるわけでございますけれども、下線を引いていただいているところだけちょっとハイライトいたします。「J B

ICが環境ガイドラインの効果・影響などの評価を行わずに、『実施状況』 かぎ括弧
ということは、単なる実施状況という意味なのだろうと思いますけれども の確認にと
どめた理由は何か」と。それから、幅広いステークホルダーからの聞き取り調査を行わな
かった理由な何かということでございます。これにつきまして、私どもの答えといたしま
しては、実施状況の確認に私どもの報告書の中のパート2でございますけれども、可能な
限り効果影響というところの評価も試みております。その1つの効果というのが、現地国
制度では求められていないのだけれども、EIAを公開するという事になった案件が象
徴的な案件として書いてございます。

その中段以降、第2パラですけれども、それ以外の効果、影響につきましては、プロジ
ェクト実施主体者が行った幾多の環境社会配慮云々とございます。正直申し上げて、これ
は実はIFC等、国際金融機関のほうでもレビューの中でいっているわけでございませ
けれども、本当に環境ガイドラインに起因して、具体的にこういう効果が上がったとか、影
響が出たとかというのを本当に検証するのは難しいということを自らいっております。私
ども、ここはまさしく同意見でございます。その趣旨を述べたのが、この(1)の答えで
ございます。

(2)は、先ほど申し上げたところと同じでございますが、要は聞き取り調査というのを
行わなかったのかということでございますけれども、まず私ども個別案件ベースの話で、
環境レビューをする際に、現地調査もそれに応じてやっております。かつモニタリング、
さらには日々の案件管理、個別案件の案件管理ということで、サイト実査もちゃんとやっ
ているといえる状況でございます。

1番目についての回答は以上でございます。

それから、14ページ(7)で、これも詳細なご質問をいただいております、これは私ど
もも項目に沿いまして、可能な限り、私どもなりの言葉でいけば丁寧に回答させていただ
いたということでございます。似たような質問はF o Eさんからもいただいております、
一部重なる答えがあろうかと思えます。

最後に、地球・人間環境フォーラム様からのご質問でございますけれども、まず1番目
の調査方法についてと。これは、私ども、確かにこの調査を行うに当たって、一部外部委
託はしております。ただ、具体的なコンサルタントのお名前とか、マン・マンズとか、こ
ういったたぐいのものをお出しするというのは、いわゆる守秘義務にひっかかってくると
ころだと考えております。実際問題、丸投げしたわけではございません。行内とか、そう

いったところへのヒアリングとか、かなり共同作業しているということでございますので、最終的には、この結果にはつきましては、弊行が全面的な責任を負っているというような書き方になっております。書き方がちょっとぶっきらぼうだったかもしれませんが、そこはお許しいただければと思います。

地球・人間環境フォーラムさんからのご質問も、ほかの方々からいただいているご質問とかなり重なる部分があります。それから、余り長くしゃべってもというところもございまして、私からのポイントについてのご説明は以上にさせていただきます。

【司会】

ありがとうございました。

ご質問に対する回答につきましては、既にお手元には紙ベースでございますし、ホームページも既にアップされているものだと思いますが、ポイントにつきまして、J B I Cからご説明させていただいたということでございます。これに対しますご意見等は、後ほどまとめてお伺いしたいと思いますが、何かご質問といいますが、確認といいますが、そういったものがもしございましたら、今、簡単に済むようなものであれば、お受けしますが、よろしゅうございますでしょうか。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

地球・人間環境フォーラムの満田と申します。

ごく簡単な質問なのですが、藤平さんが盛んに実査をしておりますと繰り返されていたのです。単なる確認なのですが、これは実施状況確認調査の中での実査ではなくて、日々のオペレーションの中での実査ということだと理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。とりあえず、その点についてお答えをお願いします。

【司会】

どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

お答えします。答えはシンプルです。この実施状況確認調査というものを目的としたサイト実査とか、現地調査は行っておりません。日々の案件管理とか案件形成の一環で行っ

ております。逆にいうと、今でも行っているということでございます。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

あと1点、非常にシンプルな質問なのですが、回答の中で、実施機関とのコミュニケーション、あるいは実施機関を通じたいろいろなステークホルダーとの情報のやりとりということが書かれていたと思うのです。ちょっと違う表現だったかもしれませんが、これも日々のオペレーションの中で、そういうことをされているというご説明であって、この実施状況確認調査の中で、特段、実施機関、その他のステークホルダーに対するヒアリング
私がいいたいの、現地でのということなのです。は実施されていないという理解でよろしいでしょうか。

【司会】

J B I C、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

誤解を恐れずに申し上げますけれども、先ほど申しましたサイト実査と同じで、この調査の目的のために現地に行つてということはやっておりません。

【司会】

どうぞ。

【トランスペアレンシージャパン 石井さん】

トランスペアレンシージャパンの石井と申します。

門外漢なので全くプリミティブな質問なのですが、こういうガイドラインをつくられて、それを個々の借款契約の中にガイドラインの内容というのは盛り込まれるのですか。例えば、後で実査するとかなんとかというのは、相手方に義務づけなければならないことではないかと素人ながらに思うのですが。

【司会】

このご質問は後ほどお答えしたほうがよろしいような感じもいたしますが、後でまとめ

て質疑応答の時間をとらせていただきますので、申しわけございませんが、そういうことにさせていただければと思います。この場では確認というか、中身というよりも、今のJ B I Cからありました説明に対する、よく聞き取れなかったとか、わからなかったとか、そういったような確認といえますか、そういうことがもしございましたらという趣旨で今お願いしているということでございます。

【東京工業大学 原科さん】

東京工業大学の原科と申します。

このガイドラインをつくるときに、実際に研究会のメンバーをやっている、研究会レポートをつくった後に、フォローアップといまして、この銀行の中でガイドラインをつくられるときにアドバイスをやってきた委員会の委員長もやっておりました。そのようなことでちょっと申し上げます。

私は、今のご説明が余りにも簡単だったので、皆さん十分にご理解になったか大変心配になりました。これは、その委員会の議論では十分な説明責任を果たすのだと。情報公開を丁寧に進めるという趣旨でずっとガイドラインをつくってきたのです。そういったガイドライン成り立ちの趣旨からいいますと、余りにも簡単過ぎて困ったと思いました。というのは、これはホームページ上で公開するのは補完的な方法でありまして、本来、パブリックコンサルテーションの場できちんと、すべての要点を細かくは無理ですが、どんな質問があつて、どんなことになるかということ、特定のところにピンポイントを当てるのではなくて、全体についてご説明をいただくのがスタートだと思うのです。それがないと、何が問題かわからないのです。

この問題に関心をもっておられる方は丁寧に見てこられるでしょう。しかし、多くの方はなかなかそんな時間はないでしょう。だから、ホームページに紹介したから、もう皆さんは読んでいるはずだからいいというのは、大学の授業でいうと、教科書があるから、読んでいるからもういいのだといっているのと同じようなものです。そういう乱暴なことは普通やりませんので、どんな質問をいただいてという中身をもうちょっとうまく説明していただいて、それに対してどんな回答になったかということで、皆さんがこの場でわかるようにしていただきたいのです。もうちょっと丁寧なご説明をいただければありがたいと思います。それをお願いします。

【司会】

J B I Cの方、いかがでございますか。

【国際協力銀行 藤平】

ここは非常に悩ましいところであります。今日はたくさんアジェンダがあるということでもありますし、先ほど申しましたように、議論を尽くしたいと思っているところでもあります。ですから、説明に時間をかけるのか、議論に時間をかけるのか、そこは厳しい選択を迫られていると思っております。私なりにぎりぎりのところでやっているつもりでございます。

ただ、皆様方、今日、議論ではなくて、プレゼンテーションのほうに時間を割かれないということであれば、それは仕方がないと思っておりますけれども、私は議論させていただきたいと思っております。

原科先生がおっしゃっていることはごもっともでございます。

【東京工業大学 原科さん】

藤平さんのお考えはわかります。ですから、私もその辺が大変悩ましいところなのです。それで、11月に第1回のパブリックコンサルテーションのときに、今おっしゃったとおりなので、時間がかかると思いますので、できるだけ頻度を多く、こういう場をもっていたきたいと申し上げて、できれば年内、12月中には1回お願いしたいと申し上げたのです。ですから、12月にこういう場をもっていただければ、今のことをしっかりできたのです。でも、1月、2月となってしまったので、時間がないからもうしょうがないという方法で考えていいのか。やはり、ここはきちんと情報をまず共有して スタートの情報は大変大事なのです。それによって議論が生まれるのです。議論するためには情報公開が大変大事なのです。これは、参加の分野の研究でいつもいわれますけれども、参加のためには情報公開がベースなのです。これはセットなのです。その意味で、今せっかく丁寧に回答していただいたのに、この場でその情報を共有しないのはまことにもったいないという感じがいたします。これ、プレゼンテーションだけで終わればいいとは全然思っていないので、まずそのところをもう少し丁寧にお願いできればありがたいと思います。

【司会】

私の立場とすれば、今日の時間は限られているということでございますので、なるべく効率的にやらせていただければということでございますが、この点につきまして、ほかの方でご意見をおもちの方、何かございますでしょうか。どのような進め方をするかという非常に根幹の問題でございますので、ご意見をいただければと思います。

【FoE Japan 神崎さん】

FoEジャパンの神崎です。

私は、自分が質問したということもありますので、この問題に関心をもって一通りは読んできておりますけれども、確かにこれをすべて目を通すというのは非常に大変な作業なのです。同じような質問もありますし、それに一つ一つ丁寧に回答していただいたということは非常にありがたいと思っておりますし、より議論を活性化するには非常に有効なやり方であると思っております。

原科先生のお話を聞いておまして、そのような皆さんの日々の状況を考えますと、議論を活性化するためには、やはりきちんとお話をさせていただくほうがいいようにも思いますので、もう少し丁寧に詳しくお話ししていただけるようであれば、そのほうがいいのかなとも思ったのですが、いかがでしょうか。

【司会】

ただいまのご意見は、もう少しJBICのほうから説明しろということでございますね。どうぞ。

【匿名(男性)】

匿名をお願いします。

私どもは、ホームページに掲載されてから内容を大分読んできました。したがって、内容については、環境に携わる人たちというのはそれなりに読んできているはずですから、議論のほうを中心に進めてもらっていいと思います。

【司会】

ただいまのご意見は、議論の中で明らかにしていくということでもよいということでございます。ほかにいかがでございましょうか。

【日本プラント協会 長田さん】

日本プラント協会の長田と申します。

私も、これ一つ一つやっていくと、それだけで半日から1日は楽にかかりそうな気がします。中でも重要なポイントと、この説明でクリアされたところもあるかと思えます。ですので、この後質疑もあるということですので、その質疑のあたりをご利用いただくということでいかがかなと思います。

【司会】

ありがとうございました。

【東京工業大学 原科さん】

先ほど申しあげましたのは、一つ一つ丁寧には申しあげておりません。だから、そんな時間をかける気は全然ありませんで、せめて20分程度でもいいですから、全体のことをもうちょっと丁寧に説明していただくとありがたいと申しあげたので、そんな1日もかけてやるなどと全然考えていません。これは、ぜひきちんと議論したいので。ただ、余りにもポイント拾っただけなので、全体としてどんなご質問があったかというのがよくわからなかったのも、それはお願いできればありがたいということでございます。ですから、その意味では、むしろ4つの団体の方々から、少し補足的にお聞きするような格好でもいいと思います。時間をそんなにかけようなどと思っていないから、それは誤解しないでください。

【司会】

わかりました。ということであれば、確かに時間を読んでいらっしゃる方もたくさんいらっしゃるでしょうし、そういう方にとって、これ以上やる必要もないということなのかもしれないので、そういうことであれば、今.....

【東京工業大学 原科さん】

私も一応みておりますけれども、これのあれを心配していたのです。

【司会】

ということでございますので、やり方といたしましては、私のほうで提案させていただきましても、改めて詳細な説明というよりは、今、原科先生からありましたように、どういうご質問をされたか、質問された方から後で簡単に紹介をしていただくというものも含めて、質疑応答の場で皆さんに議論していただくということでいかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。 それでは、そういうことでやらせていただきたいと思います。

当然、個別のご質問もありませんし、どういう質問が多かったのだというようにお聞きいただくというやり方もあるのでしょうか、そういった、より明らかにすべきというようなご意見があるのであれば、その場を出していただくということでお願いできればと思います。

それでは、そういうことで、まずはJ B I C側からのご質問に対するご回答という点につきましては、これで一たん終わらせていただくということでございまして、続きまして、「環境・持続社会」研究センターの田辺様からプレゼンテーションをお願いできればと思います。

【「環境・持続社会」研究センター（J A C S E S） 田辺さん】

「環境・持続社会」研究センター（J A C S E S）の田辺と申します。

私からは、J B I Cさんからいただいた回答と実施状況確認調査における課題を含めまして、追加調査の実施の要請ということで、この資料1から4を使用して話したいと思っております。

まず最初に、多岐にわたる質問に返答いただきまして、本当にありがとうございました。本題に入る前に、なぜ私どもがこの実施状況確認に関して非常に重視しているかということをお話したいと思います。

改訂に当たりまして、ガイドラインのテキストを向上させるということももちろん重要なのですが、我々、これまでの個々のプロジェクトをみてきた中で、ガイドラインでは書いてあっても実施が伴っていないという状況が多々ありまして、テキストを向上させると

ということと同時に、それをいかに実施するかということについても重視しておりまして、できる限りの詳細な情報根拠、どうやって判断したのかということをごここで明らかにして、課題をきちんと見出していくということが重要だと思っております。

実施状況確認調査の課題ということで、5点ほど挙げさせていただいております。

まず1点目が、調査手法に関してなのですが、我々、国際金融公社（IFC）、アジア開発銀行（ADB）など、他の国際金融機関等の同様の調査、セーフガード政策に対するレビューに当たった調査を確認いたしまして、この中では実施主体、外部専門家、被影響住民やNGOへのヒアリング、アンケート、それから個々の事例調査等々が実施されているわけです。先ほど藤平さんから、JBICではこの調査に当たっては、その実施調査が行われていないという回答がありました。

この実施調査がなぜ重要かと申しますのは、この後に話します課題3、4に実質的にあらわれてしまっているのか。つまり、ガイドラインは確かに難しいことは難しいのですが、ADBやIFCなどでも、具体的な課題として幾つか挙げられておりますので、そういった課題を明らかにすることが重要なのではないかと考えております。

課題2に関してですが、調査範囲が限定的ということ。報告書の中では、ガイドラインの中で、第1部、第2部ともに項目があるのですが、それが1部の項目のみをカバーしたものになっておりました。我々、具体的には資料2の paragraph 8 に挙げさせていただきましたが、例えば第三者から指摘があった場合、JBICがどう対応したかとか、カテゴリFIといたしまして、金融機関等に貸し付けを行って、金融機関等がサブプロジェクトを行うプロジェクトがどうだったかといったようなレビュー。それから、環境影響評価を行うときに、代替案とか緩和策が検討されていたかどうか。それから、影響のスコープが適切であったかどうか等々、さまざまな項目があるのですが、そこが調査の対象から抜けておりましたので、この点に関して、これはどういった実施をしていったかということをご質問いたしました。回答をいただいたのですが、適切な対応をとっているということを確認していた等々、結論としてJBICは適切だと判断しているということが書かれております。ですが、どういった確認を行って適切だという根拠の部分が、回答の中で非常に抜け落ちていたのかなと。例えば、JBICの回答の7ページ、FoEが質問した(32)を見ますと、ガイドラインのステークホルダーからの情報の活用状況をお聞きしたいということで、日々たくさんの情報があるので、個別案件はカウントしていないが、立証された正確な事実に基づく情報提供があった場合には、再確認等適切な対応をとっていると確認して

いるということなのですが、再確認等適切な対応というのがどういったものなのかとか、立証された正確な事実に基づく情報提供というのは、どういったものがあつたのかとか、そういったのが明らかになっていかないと、第三者から提供された情報にどう対応したのかということが、我々としては第三者から見るとわからないのかなど。こういった箇所が10件以上見受けられましたので、より詳細な部分をもう少し教えていただけたらと思っております。

それから、調査範囲が限定的という中でも、質問をいただいた部分で明らかにならなかつた箇所が幾つかありました。例えば、モニタリングのステークホルダーへの公開状況。つまり、モニタリング結果をステークホルダーにきちっと公開しているかどうかとか、モニタリングに住民が参加しているかどうかといったのは確認できていない。これは6ページの(29)と(30)です。

それから、第三者から指摘があつた場合の実施機関がどのように対応したかという記述は、指摘を受けていたケースは確認できなかったということで、これは6ページの(31)の質問です。

それから、環境アセスメント報告書に関する協議の実施ということで、ガイドライン上はE I Aの項目選定時、つまり、スコーピングが決まる段階、それとドラフト作成時に開催することが望ましいとなっているのですが、回答の中では、現地国のE I A制度に基づき、しかるべきタイミングで実施しているということで、このタイミングで行われていたかどうかというのは、この回答の中からはちょっとわからなかつたということです。

課題3といたしましては、判断の妥当性、それから内容に関する評価が不十分ということで、1つは、スクリーニングカテゴリー分類の妥当性が不明確である。そのスクリーニングカテゴリー分類というのが適切に行われていたというのが報告書の結論としてありましたが、我々が環境チェックレポート等を見た限りでは、放射性物質等の廃棄とか、追加的な大規模な開発があるにもかかわらず、カテゴリーがBであるということが見られました。

なお、この件に関しましては、I F Cの調査でカテゴリーBが非常に多いという調査結果が出ておりました、実際にI F Cが調査で調べていた中でも、Aにすべき案件でもBになっていたというものがあつたということもありますので、これらの妥当性に関して、もう少し具体的に調査する必要があると思っております。

それから、妥当性、内容面に関する評価の2番目としましては、環境レビューの内容に

関する評価が行われていないということで、報告書の中では、環境レビューはおおむね適切だったという結論になっているのですが、具体的に環境チェックレポート等を見ましたところ、環境チェックレポートの中で、影響、対応について十分な記載がないというケースが幾つかありました。

ベトナムのハイフォンの火力発電所の事業に関しましては、179世帯の移転があるということで、それがスクリーニングフォームに記載されていたのですが、環境チェックレポートでは、適切な配慮を確認したという記載のみだったと。なお、ハイフォンの火力発電所と同規模のものが再度19年に融資されていまして、このときには262世帯ということで、これは同じ敷地で同じ火力発電所だとすれば、なぜこうふえてしまっているのかということが疑問になりました。ちなみに、ADBの移転政策に関する調査では、実際に融資する前と融資し終わった後の移転数を比較したところ、融資後に平均で65%増加しているというデータもありますので、この辺の移転数の規模が、どれだけ変化があったのかといった調査も重要なのではないかと思います。

課題4に関しましては、ガイドラインの課題が不明確という点でございます。現行ガイドラインなどの項目が適切実施されたかということはある程度カバーされているのですが、現行のガイドラインの規定で、実施にこのガイドラインの目的である環境社会影響が回避、最小化できていたかどうかということが不明確ではないかと。この件に関しまして、やはり現地調査を行って、住民等のヒアリングに基づいてやらない限り、なかなか見えてこない部分もあるのかなと思います。

ちなみに、ADBの移転調査では、家屋、移転地、住民の公共サービスのアクセス等々、住民に実際にヒアリングをしていただきまして、住民がこれらの移転前に比べて、十分生計手段が回復できているかということヒアリングしています。

それから、IFCに関しては、やはり社会配慮面が不十分だったという結論が出ておりまして、実際にIFCの改訂時に、労働やその他の社会面での配慮というのが改訂で大幅に含まれているという経緯もあります。

実際に、今回出されているJBICの資料の論点整理の中でも、他の機関との比較というのは出ているのですが、実施状況調査を行った上での教訓というのが全く出ておりませんで、ここの論点整理に、実際何のために調査を行ったのかということが非常に疑問に残りました。

課題5に関しましては、不遵守への対応が不明確ということですが、JBICの調査で

は、1件が住民との協議を行っていない。それから、3件でE I Aが公開されていない。ここには書いておりませんが、1件で住民の移転計画書がつくられていないということが明らかにされました。これに関して、どうしてなのかということを経つか質問させていただいたのですが、先ほども説明があった件で、1つは、海上で非漁業区だからステークホルダーが不在だというように返答いただいたのですが、仮にステークホルダーが不在だとしても、そのE I Aを公開していないということに関しては不遵守であると。住民移転計画書も、各項目を確認したということの返答はあったのですが、その計画書を提出しなくてはいけないということはガイドライン上書かれているので、これに関しては不遵守である。不遵守であるかどうかと、実質面で果たしてそれが適切だったかどうかというのはまた別の議論かなと。それに関しては、実質面でどういう部分を満たしていたかとか、なぜそれでよしとしたかというのは、もう少し具体的に調べる必要があるのかなと思っております。

結論といたしましては、例えばガイドラインの要件の達成状況とか、実施上の課題、ガイドライン自体の課題を明らかにすること。現在の環境審査の有効性に関する評価を行うこと。それから、不遵守の案件については、その詳細を確認することなどのことをもう少し明らかにする必要があるのかなと思います。特に現地調査に関しましては、これらのことを追加調査という形でやるべきではないかと我々は思っております。

実際に追加調査をやるに当たっては、さまざまなステークホルダーへのヒアリング、アンケート、事例調査を行うこと。それから、TORをきちっと公開していただきたい。それから、調査ドラフトは事前に公開していただき、コメントをステークホルダーから求めるということを行っていただきたいと考えております。

以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。

大変課題を挙げていただいて、その中で大変たくさんのご意見とかご質問がございまして、これに一つ一つお答えするというのは、なかなか難しいのだらうと思います。まず、先ほどもやらせていただきましたように、クラリフィケーションというか、ここは確認のご質問というか、そういった部類のご質問等ございましたら、まず最初にお願ひできればと思いますが、ございますでしょうか。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

クラリフィケーションというよりも、若干の補足説明をしたほうがいいという部分がありました。よろしいでしょうか。

【司会】

はい。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

田辺さんもいわれたように、私どもが実施状況調査を非常に重視してしまっていて、これにつままして J B I C さんがこの調査を公表される前から私どもいろいろ訪問いたしまして、ぜひこの状況調査のドラフトを公開してほしいですとか、私たち N G O も現地の個別の事業のモニタリングをしてきたといった経験をぜひ共有していただきたい。J B I C さんしかわからないこと。それから、現地の N G O とのネットワークでわかることというものがありますので、そこら辺は共有するプロセスで認識が醸成されていくのではないかということも申し入れをさせていただいておりました。それがまず背景として1つです。

実際に今、田辺さんがプレゼンテーションの中で、若干補足したほうがいいのかと思った点がありまして、それはスライドの8枚目について、環境レビューの内容についての評価が行われていないというところがございます。これにつきましては、詳しくは資料がばらばらしていて申しわけないのですが、右肩に資料2と書かれました実施状況調査に関するコメントという文書がございます。これは実は1月9日時点で作成されたものなのですが、今回、J B I C さんが1週間前に私どもの質問にご回答いただいた、その文書をウェブアップされたのです。その回答を踏まえてリバイズしたものでございます。この文書の5ページ目により詳しく書いてあります。

環境チェックレポートは、J B I C さんのウェブで公開されているわけですが、私ども、その内容を拝見いたしまして、どれも同じようなことしか書いていないなという印象を持ちました。要は、このベトナムのハイフォンにつきましては、179世帯の住民移転が生じるわけですが、それについては適切な配慮がなされていることを確認しているという一言が書いてあるだけなのです。これは、ハイフォンの火力にかかわらず、ほぼすべての案件がそのような文言になっているわけです。これは、J B I C さんがせっかくやった環境レ

ビューの妥当性を説明するための公開としては極めて不十分だと考えておりました、ここで挙げているのはアラスカの金鉱山開発事業。スクリーニングフォームによれば、大量の地下水のくみ上げですとか、大量の鉱山廃棄物、その他のいろいろな影響が書かれているのですが、そこら辺の環境レビュー結果がどうであったかということが書かれていないということを指摘したものです。

最後に1点ですが、今、田辺さんのプレゼンの中で、ADBの移転のレビューについて何回か言及がありました。特に移転数について、審査の前と後で、後のほうが65%増加していたという説明がありましたが、これはなぜADBが問題視したかということなのです。これは、要は審査時のベースラインの確認が非常に不十分であった。彼らはそういう分析をしているわけです。要は、住民移転数がふえること自体は、現実問題、あり得ることだと思っているのですが、それはある事象があって、その結果ふえたのか、それとも審査時のベースラインの確認が非常に甘かったのか、その両者は非常に違う話だと思っています。

今回のJBICさんの実施状況確認調査の中では、そういったかつてやった審査の質がどうであったか。それを振り返る作業をしなかったのではないかと。そこら辺に関して、私も問題意識を感じている次第でございます。

【司会】

ありがとうございました。

ほかに、先ほどの田辺さんのプレゼン、あるいはただいまの補足のご説明に関するご質問なり、クラリフィケーションなり、ございますでしょうか。

【匿名(男性)】

匿名でお願いしたいのですが、先ほどからIFCとか、アジ銀とか、マルチの機関の審査の方法というのはかなり議論に出ておりますが、私の認識では、JBICはバイの機関なので、環境審査の方法もおのずと違ってくるのではないかと思います。その辺はいかがでございましょうか。

【司会】

そのお答えは、後の質疑応答の中でやらせていただければと思います。

ほかにございますでしょうか。 それでは、JBIC側、JACSESさんの側からの

双方のご説明なり、プレゼンテーションが一応終わったということでございまして、これを踏まえまして、先ほどお話にございましたように、そもそもどういったご質問が多かったのかとか、それに対してどういう答えをしたのかから始まって、こういったご説明を踏まえました皆様方からのご意見、もちろんご質問でも結構でございますし、問題提起であるとか、いろいろご意見をおもちの方がいらっしゃると思いますので、それをお願いできればと思います。

それから、先ほどちょっといいかけましたけれども、今の田辺さんからのプレゼンテーションに対しましては、J B I C 側から一個一個ということではないかもしれませんが、何らかのコメントなり回答なりをとということかと思しますので、それが可能であればお願いしたいと思います。

それでは、皆様方からのご意見なり、ご質問なりをいただきたいと思います。ご希望の方は挙手をお願いできればと思います。

【東京工業大学 原科さん】

先ほど申し上げたのは、私も事前に見てきましたので、それで結構大変だなと、皆さんに十分情報提供されていないと困ると思って申し上げました。

今度、中身について申し上げますが、今のJ A C S E Sの田辺さんからいろいろご意見がありました。これに対するご回答はJ B I Cからいただきたいと思います。例えば、調査手法が不十分ではないか、これに対してどうかと。あるいは、調査範囲が限定的である、いろいろ出ました。特に判断、妥当性、内容面に関する評価が不十分、この辺、大変大事なところでありまして、ガイドラインの課題として何が挙げられる、こういったものが整理されていない。ガイドラインに書いてあることは、手続としては最小限に必要なことです。本来、これはレビューですから、我々研究会で提案したものがガイドラインに反映されておりませんので、研究会で議論したことが、このガイドラインによってどの程度実現されたか、これが一番大事なのです。ですから、今のガイドラインがどんな点で欠けているのかというようなことはきちっと見ていただかないと改訂できないと思うのです。その辺のことが全くないので、本当に困ったなという感じがいたします。まず、これが大きなポイントです。それから、さっき課題1、2、3それぞれ田辺さんがお書きになったことは、ぜひきちんとお答えいただきたいと思います。

その上で私が事前に見てまいりましたもので、幾つもございますけれども、やはり基本

としては、このように試してみても確認したから大丈夫だ式の回答が多過ぎて、これは環境アセスメントの普通のやり方ではこういう方法はやりません。これは大昔の方法なので、やはり、きちんと具体的なものを示して、どういう枠組みで、どういう手続をとって、そして論理と実証が大事なので、そういう形で回答するのが回答だと思います。その意味で、この回答は不十分だと私は思うのです。

例えば、ご回答の7ページ目のところを拝見しますと、その他の(32)、1つだけ申し上げますと、ここでガイドライン第1部(3)第2パラグラフ、ステークホルダーからの情報の活用状況をお聞きしたいという質問です。これは、その下に書いてございますように、「～があった場合には、環境社会配慮の再確認等適切な対応をとっていると認識しています」と。「認識しています」というのは、この場合の回答としては適切だと思えません。これは事実関係を確認するわけです。あるいは、ほかでも判断しているとか、そのような表現が結構ありまして、これはいかがなものかと思えます。やはりこれはきちんとした形で調査を改めてやり直していただかないといけないと思えます。

それから、環境アセスメントの本質をもう一度申し上げます。これは、あくまでも意思決定過程の透明化ですから、どのような形で環境配慮のための対策を講じて、考えて、どれが一番最適と考えたら、これをきちっと示すことなのです。ですから、代替案の比較検討は、世界銀行もこれを義務づけておりますし、アメリカのNEPAでも、これは世界のアセスメントのモデルと呼ばれています。これは当然義務づけております。実は、この研究会で議論しましたときに、JBICも代替案比較検討をちゃんとやるようにということで決めました。ということで、一応やっているようでありませけれども、代替案に対する質問がそれぞれの団体から出ておりましたので、ここだけ例として申し上げます。

7ページの下、「代替案や緩和策の検討及びプロジェクトへの反映」。これはどういうことかといいますと、計画の内容をどう変えたかという大きなポイントがあるはずなのです。ところが、ここでは実務的には住民移転等の社会環境や保護区等の自然環境の配慮確認の中で行っておりという回答なのです。これは、具体的に代替案はどんなものを検討したのかわからない。そういう意味でも、その辺がもうちょっとわかるような形で調べて、そしてご回答いただかないと、次の段階へ進めないのだと思うのです。そのことをきちっとお願いしたいと思います。

長くなるといけないので、この辺にいたしますが、まだたくさんそういう疑問点がござります。

【司会】

どうもありがとうございました。

今、随分たくさんおっしゃっていただきましたけれども、先ほど田辺さんのプレゼンの中にごさいました課題に対する回答の件。それから、ご質問に対する J B I C から出しました回答に関するご質問。大きく分けると、この2つかなと思います。そういう認識でよろしゅうございますか。

【東京工業大学 原科さん】

もう1つ、代替案の方、これが一番大きい。

【司会】

代替案のことがもう1点で、その3点ということでございますが、それにつきまして、J B I C からお答えをお願いできればと思います。

【国際協力銀行 藤平】

すべてについてお答えできるかどうかわかりませんが、今回いただいたご指摘に当たるコメントというか、追加調査の要望について、正直まだ私ども、質問に対しての私どもからの回答を踏まえて、もう少し何かあるかなと思ったところ、結構間近でいただいたということがわかって、具体的なご指摘のところに対して、直ちに私ども、すべて回答できるようなものはもっておりません。したがって、今後何ができるかということを考え、またこの部分について次回、議論させていただきたいというのがまずございます。

したがって、これは原科先生からの代替案というようなものの話。これは、要はすべて今回の追加要望というものの中に入ってくる話なのだろうと思っておりますので、基本的には今回いただいた資料2に当たるもの。この中身は結構いろいろご指定いただいている、非常にありがたいと思っております。それぞれの中身について、私どもも中身をよく把握し、どこまできちとお答えできるのかということを検討して、次回に臨みたいと思っております。

そういう意味では、これがこれまで出ている話のお答えなので、その点に関する私どものポジションは明確になっているということになるわけです。これは頭の体操ということ

でお伺いしたいと思っているのですけれども、先ほどのお話の中とも関係するのですが、私どもガイドラインを、今回の実施状況調査というものについて、中身が不十分だというご指摘もあるわけです。まずは私ども、これは前も申し上げたとおり、この報告書というのは、何を以てドラフトというかどうかの問題は別にして、私どもはこれでファイナルですと申し上げているわけではなくて、実施状況確認というものをやる。あるいは、包括的なレビューをするための1つの材料としてお作りしました。ですから、あれでファイナルで、実施状況確認調査云々について、これから何もお話を受けないということではありませんと申し上げておりました。まさしくそういう議論が今なされているのだらうと思います。

一方で、第2部でも議論する予定になっている改訂に向けた論点の話でございますが、これとの関係でいった場合に、ガイドラインはいいものなのだけれども、個別具体的な案件において、いわば運用なのか、実施状況なのか。そこにおいてはガイドラインが守られていなかったとか、不遵守というのか、原則の例外というのかという問題はあると思うのですけれども、原則として書かれてある内容がそのままにはなっていない、そういう案件がありましたという話と、ガイドラインそのものは守っていたが、問題が起こってしまった、うまくいっていないというような2つのケースがあり得るかと思うのです。

そのどちらのケース、あるいは両方ともガイドラインの改訂というようなものにつながるのかどうか。これは頭の体操みたいなものですが、そこを皆様のご意見を伺えればと思っております。実施状況確認調査、あるいは追加要望というものに対しての私どものポジションは先ほど申し上げましたとおり、正直、私ども、これを分析できる時間がなかったので、恐縮ながら次回以降ということにさせていただきます。必ず議論はさせていただきます。

【司会】

済みません。先ほどあったご質問がございましたので、それを先にJ B I Cから答えてもらえればと思います。

まず最初は、融資契約というか、ローンアグリーメントの関係というご質問がたしかございましたが、これにつきましては、J B I Cからお答えをいただけますでしょうか。

【国際協力銀行 藤平】

先ほどのローンアグリーメントに盛り込まれているかどうかというお話ですが、ガイドラインそのものには盛り込まれておりません。ガイドラインの中で、例えば何か私どもの中で意思決定への反映というところで、幾つかこういうものを、融資を継続していくに当たっての条件ということで、それをそのまま単純にコピーしているということではないのですけれども、その概念を契約書の中に条件として入れているところはございます。ガイドラインそのものは基本的にはないのです。

【トランスペアレンシージャパン 石井さん】

ガイドラインが契約に対するサイドリーダーという意味にはならないですね。結局、債権者に対して義務づけると。例えば、住民移転をするという場合にも、単なる移転費用を負担せよというのか、あるいは移転先の生活移転までを補償しろというのか。それでなければこの貸し付けは有効でないということなのか、そういうものがないと、幾ら調査をやってモニターしてみても、余り意味をなさないような気がするのです。

【国際協力銀行 藤平】

ちょっと誤解されているのかなと思うのですが、例えば住民移転がある案件も含めて、私どもはモニタリングをします。実施主体の方々が環境社会配慮、モニタリングを行うことに対して、私どもはそのモニタリングの確認を行います。ですから、ちゃんとモニタリングをやって、レポートも出してください。そういうことが万が一、私どもが満足できるような形でできなかった場合は、最後は融資そのものだってとめますよという規定もできています。ですから、環境ガイドラインそのものをアタッチはしておりませんが、個別の案件において、これはちゃんと義務づけるべきだというものに関しては、その契約書の中にちゃんと入っております。

【司会】

それから、先ほど、もう1つご質問がございました。マルチの機関とバイの機関の関係のご質問だったと思いますけれども、これはいかがでございましょうか。

【国際協力銀行 岡崎】

環境審査室室長の岡崎と申します。

先ほどのご質問は、審査の手法ということの違いがあるのかというご質問であったかと思うのですが、一方で、今日の議論は、先ほどからNGOの皆さんが、IFCやADBはということをおっしゃっていますので、その両方についてお答えしたいと思います。

まず、環境社会配慮確認をやることの内容については、マルチの機関であろうが、パイの機関であるJBIC・NEXIであろうが、実際にやっている内容について大差はございません。同じようなことをやっております。そのクオリティーについていろいろとご議論があるのかもしれませんが、環境社会配慮確認の作業そのものについて差があるということはないと思います。

環境社会配慮確認のレビューをするための国際機関がとってきた手法と、我々が今やっている手法についてはかなり差がございます。と申しますのも、まずIFCが出しているレポートは、IFCのCAO（コンプライアンス・アドバイザー・オフィス）というところが独自につくっているものです。ADBは業務評価局というところが独自につくっているものでございます。それぞれについて細かく申し上げる時間がございませんので省きますが、このIFCのCAOオフィスというのは独立性と、IFCのトップへの意見具申ということが保障された組織でございます。ワシントンのIFCのオフィスに行きますと、一般のIFCの職員との接触も十分できない。要するに、例えばプロジェクトのステークホルダーから、プロジェクトについて何か問題があるということがあると、直接CAOオフィスというところに訴えが出て、そこからCAOオフィスというのが、いわゆる営業、オペレーションをやっているところを飛び越えて現地へ行って意見を直接聞くということをしていただいているところがございます。これは日本の組織ではなかなかなじみがないような組織でございますけれども、そういったところが、組織の中で仲間内からの意見はとりあえず聞かずに、直接現場へ出掛けて行っていろいろと意見を聞いてくる。そうすることによって調査の客観性といったものが確保されているのかもしれませんが、そういうことはもともと組織として保障された組織。ここが独自に意見を聞く。今回の調査の中には、同じような立場で、職員に対して、実際にやっているとどうなのだとインタビューをしているわけです。そのようなことを独立した組織としてまとめて、IFCのトップ、世銀の総裁に対して報告し、理事会にも報告し、その結果をレポートとして出している。ADBの場合、業務評価局というところが独自にやっているわけがございます。

これがバイの機関でどうなのかということになりますと、援助の世界では評価というのが非常に大きなプロセスになりますので、これは組織として仕事の結果を評価するというプロセスが日本でも確立しておりますし、その結果というのはオープンになる。ところが、例えば貿易投資を支援する各国の民間企業がやっている仕事について評価をするということは、現時点においては、少なくともJ B I C ・ N E X Iというところもやっておりませんし、ほかの機関でも常設的にそういったことをやっているということはないのだろうと思います。

ですから、私どもが今回調査、環境社会配慮確認のレビューをするといったのも、今、藤平が繰り返し申し上げておりますけれども、まず出発点として、今のガイドラインが適切に実施されたかどうかということをもまずやろうと。その結果、皆さんからいろいろのご意見をちょうだいして、さらにどういったことが必要なのかということを議論しましょうと。ですから、我々の思いはそこにあるわけでございまして、この時点でいろいろ、もうこれ以上何もするつもりはありませんということを上申しているつもりはございませんし、それは皆様からのご意見をちょうだいしたいということで、こういう場を用意しているとご理解いただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。

ご回答としてはよろしゅうございますでしょうか。

【匿名（男性）】

現行ガイドラインに基づいてやっているJ B I Cのものというのは、したがって、他の公的信用機関と同じようなレベルのものと考えてよろしいのでしょうか。

【国際協力銀行 岡崎】

これは当然、そうお考えいただいて……。

【司会】

そうだというお答えでございました。ありがとうございました。

済みません。先ほどございましたご質問に対するお答えというのを先にやらせていただ

きました。それでは、もとに戻らせていただきまして、先ほどJ B I Cから回答がございました。これに関するご意見、あるいはご質問、ご議論をお願いできればと思います。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

メコン・ウォッチの福田と申します。よろしくお願いいたします。

先ほどの藤平さんからの投げかけにお答えしたいと思うのですが、先ほどの藤平さんの疑問というのは、恐らく今のガイドライン実施状況がきちんと遵守されていたかどうかという確認作業から出てくる論点と、今のガイドラインが遵守されていたとしても、あるいは現地で何か起こっているかもしれないというところから出てくる論点と、その2つは違うのではないかと。あるいは、その両方が論点となり得るのかというお問いだったと思います。そういうことでよろしいですか。

それは両方あるというのが、私たちなりの回答です。後者については、私たちとしてはN G Oの日々の実際の事業のモニタリングの活動の中で、私たちが問題に思っているJ B I Cのガイドラインのポイントというのは既に提言という形でお出しさせていただきまし、これについては、この後、時間をとって発表させていただくと。もちろん、現行のガイドラインの今足りない点というように、私たちが思っている点については既に出させていただいているところであります。

ただ、今回、J B I Cさんが実際に実施された実施状況確認というものは、その部分が私たちとしてはよくわからない。実際にガイドラインが確かに守られている 必ずしもそうでない部分が幾つか出てきていますが という結論であったにもかかわらず、何か問題はありませんでしたかというような問題意識がこの実施状況確認からは読めない。J B I Cさんとしては、まさに実施状況確認というタイトルが示しているように、そこに限定して調査されたということなのかもしれません。しかし、それだけでは今回のガイドラインの改訂の議論を進めてしまっているのかと私たちとしては思っていて、だから現地にも行ってください、住民の意見も聞いてください。最終的に本当に被害はあったのか、なかったのか、見てきて議論しませんかということを私たちとしては申し上げます。

それとは別に、恐らく疑問に感じていらっしゃる点は、前者の実施状況確認。まさに現行のガイドラインが遵守されていたかいなかったかというポイントから、一体どんな論点が出てくるのだろうということが、恐らく藤平さんの疑問点ではないかと思うのですが、私はこれもあると思うのです。実際に、現行のガイドライン上、遵守を確保するためにど

のような情報を得て、だれからの意見を聞き、どのように意思決定をするのかといったことが第1部にはさまざま書かれています。実際に、例えば第2部の要件が満たされていなかったとか、あるいは第1部の手続がスキップされていたということがもしあるのであれば、それはどうしてそういうことが起こってしまったのか。それを起こさないためにJBI Cの体制としてどのような審査プロセスを組み立てればいいのか。あるいは、新たに第2部の要件がきちんと遵守されるために、JBI Cさんとして、審査の際にどのような情報が手元にきちんとなくてはいけないのかといったことは、これもまたJBI Cさんのガイドラインを改訂するという中で非常に重要な論点になってくるのではないかと私は思っております。

ひとまず以上です。

【司会】

ありがとうございました。

お2人で話していただくという趣旨ではないですが、今のご意見に対して、藤平さんから現時点で何かありますか。

【国際協力銀行 藤平】

これは頭の体操の話なので、議論の核心ではないと思っていますので、余りやりとりということではないと思います。

これは私が思っているところなので。この場は、環境ガイドラインを改訂するか否かということ議論する場であると思います。もちろん、私どもの中の体制の強化とか、そういった話がありますけれども、私が思うに、それはこちらで議論するような話ではない。もちろん、関係がないとかということ、全く峻別できるとかということではないと思いますけれども、基本は環境ガイドラインの改訂というものを議論する場だろうと思っております。

【司会】

ありがとうございました。

【東京工業大学 原科さん】

そのガイドラインの改訂ということで申し上げたいのです。先ほど、またいろいろ検討していただいて、お答えいただくということをお聞きしましたので、さっき省略した点、全部ではなくて重要な点だけ申し上げます。

1つは、先ほど代替案を申し上げたのですけれども、この代替案の比較検討をして、環境影響の評価をしますが、それには専門的な判断が大変大事です。そういうことで、外部専門家意見の反映というのは極めて重要なところであります。この審査がきちんに行われてきたかどうかの基本なのです。そのようなことで、いろいろな団体から質問がございました。これも、適切にやった、確認したというご回答だけなので、これではよくわかりません。実は、専門家へ諮問する第三者機関を設置しようということを経験して随分議論しまして、J B I Cではこれが実現しませんでしたけれども、その後、J I C Aのプロセスではこれを設けました。私は両方お付き合いしたので、J B I Cの段階でできなくて、J I C Aができたわけです。そこで、第三者機関によるチェックをきちんとしてやらないといけないという考えを我々はもったのです。しかし、これがなしで始まりました。そういった点で問題があったのか、なかったのか。その点に対してきちんとしてご回答をいただきたいと思っております。もう1つお願いしておきます。それから、これは多分、いろいろな具体例で考えないとわからないと思っておりますが、そういった点も含めてお答えいただきたいと思っております。

あとは、さっき情報公開と申し上げましたが、情報公開に関しては、いろいろな国の状況で形はいろいろありますので、そう簡単にいかないと思うのです。透明性が重要だとかということをお考えであれば、情報公開がなぜやっていけたかということをきちんとして、そういう情報管理をしていただきたいのです。ところが、一元管理していないのでわかりませんというのが何箇所か出てきました。それ自体、問題だと私は思います。これは、むしろこの際に調査したわけですから、まさに現場の対応の中でやってこなかったけれども、それを調べていただくのがこの調査なのです。ですから、そのことをぜひお願いしたいと思います。

ステークホルダー協議に関してもそのような回答しかありませんでしたので、これはぜひ具体的に、どのようになっているだろう、これをきちんとして調査していただきたいと思っております。

もう1つだけいいますけれども、調査実施主体名は公表できない、守秘義務とおっしゃ

いましたけれども、これはいかがなものかと思えます。と申しますのは、環境影響評価法、我が国の法律のもとでは、調査実施主体名は公表することが義務づけられております。ご承知のとおりでございます。環境影響評価法ができる前は、先ほど藤平さんがお答えになったことで済ませてきたのですが、これはまずいと。このことでは情報の信頼性、調査の精度等々がわからないので、そういうことで環境影響評価法が1997年にできまして、99年から全面施行になりましたけれども、このもとでは、調査実施主体は必ず公表します。その精神に基づけば、当然今回の調査をどこでやったのか公表していただかないとおかしいのです。だから、それは守秘義務には全く抵触しないと私は思います。これはきちんと公表していただきたいと思えます。そこをきちっとやらないと、今申し上げたことがどうしてできなかったのですかと問い掛けもできません。ですから、これは我が国の法律で定めている考え方に沿ってやっていただきたいと思えます。

以上でございます。あとは省略します。

【司会】

ありがとうございました。

J B I Cからの回答に際しての重要なポイントということで、今5つほどいただきました。そういう位置づけということでよろしゅうございますか。 わかりました。ほかにもございますでしょうか。

【国際協力銀行 藤平】

今、原科先生からいただいたコメントの最後のところですが、実施主体というか、ちょっとよく理解できなかったのですが、環境影響評価法で主体に当たる人を公表しなさいといっているのは、個別案件の環境影響評価に当たって外部委託した場合に公表しろということなのではないでしょうか。ちょっと不勉強なのでよくわからないのですが、今回の私どもの調査は環境影響評価ではないので、あくまでも実施状況確認において外部委託をしたということではあるのです。

要は、先ほど先生は、精神とおっしゃったのですが、法律に従って私どもはそれをやらなければいけないのであれば、やらなければいけないと思っているのですが、法律に従うとそういうことになるのか。あるいは、精神をおっしゃっているのか。そこは正確なところを教えていただきたいのです。

【司会】

原科先生にお答えいただきますので。

【東京工業大学 原科さん】

私の説明が不十分だったかもしれませんので、改めて申し上げます。これは、もちろん環境影響評価法の適用対象ではありませんので、その考え方という意味であります。つまり、環境影響評価の制度というのは、情報公開がベースですから、それを適切に行っていくましようということです。

今回の我々がパブリックコンサルテーションという形でやっているのも、情報公開をきちっとやって、透明性を高く進めたいというお考えのもとですね。ですから、その材料になるものも当然同じような考え方でやっていただきたいということを申し上げた次第です。

【司会】

ありがとうございました。FoEジャパンの方でございましたか。どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

FoEジャパンの清水です。

先ほど、藤平さんからは、今回の追加調査に関してどこまでできるのか、今後検討していった、次回議論するというお話をいただき、さらに岡崎さんからは、バイの機関で、さらにECAの機関として、その企業のパフォーマンスを評価するようなことはできない。ここには限界があって思い悩んでいるというお話をいただいたと思うのですが、私たちとして、ここで追加調査を要請しておりますのは、企業のパフォーマンスを評価するという趣旨ではなくて、あくまでも第1部に関しては、JBICとしての判断の妥当性であるとか、そういったことを求めています。

さらに第2部に関しては、もちろんプロジェクトに求められる環境社会配慮要綱が書かれておりますけれども、そのプロジェクト自体の評価というよりも、そのプロジェクトが適切にJBICのガイドラインに遵守していたか、していないかということのJBICの判断、もしくは評価によって、追加的に必要な対策があるのであれば、それに対してきちんと働きかけたのかというようなことを求めていますので、そこはクラリフィケーショ

ンとして申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。よろしゅうございますでしょうか。先ほどございました私どものローンアグリーメント、ガイドラインと融資契約の係に關します補足の回答を J B I C がしたいということですので、ちょっとやらさせていただきます。

【国際協力銀行 岡崎】

まず、ガイドラインに何が書いてあるかということから申し上げますと、私どもはプロジェクトの実施主体が環境社会配慮を確実に実施するために強制力をもたなくてはならないわけです。その強制力をもつためには何ができるか。ただ声高に叫んでも、それはいうことを聞かせるわけにはいきませんので、当然具体的な内容については融資契約に盛り込むように努力いたします。その融資契約の中には、まずプロジェクトの実施主体者が行う対策、モニタリングについて本行に報告しなさい。したがって、例えば環境社会配慮確認の審査をしまして、モニタリングの項目について合意して、数値について合意した場合には、借入人は、このモニタリングの結果について本行に報告をするという義務を負います。そして、もしそのモニタリングの結果、数値が逸脱した場合には、なぜ逸脱したのかということ、を、ローンアグリーメント、貸付契約に基づいて確認を求めることができるわけです。

申し上げたいのは、J B I C の中でも国際金融等業務というのは国際金融を担っているわけございまして、貸付契約書にどこまでのことが盛り込めるかというのは、個別の案件、借入人との交渉、日本企業さんとの関係といろいろな要素が絡み合っています。したがって、ガイドラインにも、例えば今一例としてモニタリングのことを申し上げましたけれども、以下のそういった内容を確保するように最大限努力するというところまでをガイドラインに書いてあります。そのガイドラインに書いてあることを、我々は借入人との交渉で、いろいろな項目について義務づけを求めるわけですが、その際に、それはなぜそういうことを求めるのかといえ、J B I C のガイドラインとしてこういうものがあるのだというものを、交渉においてガイドラインとして示すわけです。そうすると、当然借入人は、J B I C にはそういうガイドラインがあって、それに基づいてこういうことをいわれているのだということ、を理解し、納得すればサインする。貸付契約によっては、そのガイドラインまでをうたっている。例えば、J B I C から初めて借りるような先であ

れば、そのガイドラインの中身について理解していただかなくてはなりませんので、ガイドラインについて貸付契約書に明記して、その内容について理解を求めるということを行います。国際金融にとってはすぐれてリーガルなプロセスでございますので、こうしたことを通じてもし何かあった場合には、かつその改善が認められない場合には、貸し付けをとめるとか、期限前の返済を求める。そういったことを金融機関としては確保しなくては行けませんので、そのことはすべて貸付契約書の中に盛り込むように努力をしているということでございます。

【司会】

どうぞ。

【トランスペアレンシージャパン 石井さん】

ちょっと別件なのですが、先ほど情報公開の問題がございましたけれども、JBICは金融機関ではあると思いますが、情報公開法の圏外にあるのですか。独立行政法人については政府と同じように準ずるという法律があります。独立行政法人ではないから、情報公開法の外側にあるのだということでしょうか。

【司会】

だれが答えるのでしょうか。私でしょうか。外側ということではございません。独立行政法人等と同じように扱われるということです。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

日本機械輸出組合の藤井と申します。

先ほど原科先生の方から、ここは守秘義務があるから、こういうのはけしからんというご指摘がございました。正直申しますと、これは後でもまた議論になるのだろうと思うのですけれども、このJBICさんとかNEXIさんを利用させていただく案件というのは、基本的には商業ベースの案件が多いのです。となりますと、どうしてもそこにはトレードシークレットというものが出てきますので、そんなこと関係なく公表しなさいといわれるようなこととなりますと、取引にかなり影響が出るということもありますので、このところはよくご理解をいただくとありがたいと思っております。

日本の環境影響評価法ではすべてを公開をしるといっているのかわかりませんが、そういう面もありますということをご理解いただければありがたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。

【東京工業大学 原科さん】

私の言い方がちょっと強かったので、誤解を与えたかもしれませんけれども、今回の調査に関して申し上げただけです。一般的にはおっしゃるようなこともありますから、もちろん、これは我々の研究会で十分議論しました。その辺は十分承知しておりまして、その上で申し上げました。今回の件は調査委託です。守秘義務というのは、調査を受けた側の守秘義務でございまして、銀行側がいうことではないのです。だから、銀行側の判断で、これは公開していいということを考えていいわけです。ですから、これは全然抵触しないと思います。今おっしゃったことはわかります。そういう特別の事業に対するものではなくて、調査ですから。調査の発注は銀行ですから、発注した側がこれを公表するか決めればいいわけですから、守秘義務という言葉自体が今回は当たらないと思います。受けた側は守秘義務があります。おっしゃるとおり、そういう意味ではありません。

【司会】

どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

先ほど原科先生が、協議については情報公開が特に重要であって、ガイドライン実施状況確認調査でカバーされるべきという趣旨のご発言がありました。その事例を幾つか具体的に申し上げたいと思います。

例えば、J B I Cさんの実施状況確認調査への回答の中の3ページ目、F o Eの間(12)に対する答えです。住民移転計画が作成されていない1案件について、J B I Cが確認した住民移転に係る必要事項というのは具体的に何か。お答えの中では、「～について確認を行っています」。趣旨としては住民移転計画に相当するものをJ B I Cとしては確認したという趣旨だと理解しています。

ただ、問題なのは、J B I Cのガイドラインの中で、大規模住民移転を伴う案件については住民移転基本計画等が必要とされているわけですが、その趣旨というのは、住民移転に係る計画などが、ここに書かれているような移転住民に関する事前説明。それから、生計回復に関する調査、社会的弱者に対する配慮といったものが、1つの計画として住民がアクセスできるような形態になっている。あるいは、1つの文書としてJ B I C側が文書ベースで確認できることになっている。あるいは、その後、この住民移転計画が実施されていくという実施体制が担保されていく。そういったことが重要でございまして、もちろん口頭ベースで確認できることはあるとは思いますが、ガイドラインのいう住民移転基本計画等というのは必要な文書だと理解しております。

それから、6ページ目のF o Eさんの問(31)、プロジェクト実施主体者が第三者からの指摘を受けていたケースということに関して、J B I Cさんのお答えが、そういったケースは確認できていませんでした。プロジェクト実施主体者が第三者から指摘を受けていたというケースは確認できませんでしたということをお答えしているわけですが、これは先ほどものご説明によると、プロジェクト実施主体者へのヒアリングはやっていなかったということなので、要は、この調査の中では確認作業をしなかったと理解しております。ですから、私どもとしては、こういったケースもあろうと思しますので、プロジェクト実施機関にもヒアリングをする必要があるのではないかと考えております。

それから、一番重要なのは、この同じ資料の11ページにございます。J A C S E Sの問(11)、ステークホルダーへの説明が行われていない案件が1件あることが記載されていますが、ガイドラインを遵守しているとJ B I Cが判断した理由を教えてください。そういった問いに対しまして、こうこうこういう理由で、ステークホルダーが存在しなかったと現地当局は判断した。それをJ B I Cさんも妥当と判断したという根拠。まずこれがどこの国だというのは非常に知りたいところなのですが、プラス、要はステークホルダーが存在しないというのは、私としては非常にまれなケースだと。たとえ海上であろうとも、あるいは漁業区でなかろうとも、例えば油が流出する。あるいは、工事中に濁水が流出する。そういうケースはあり得ることです。通常、そういったケースを想定してステークホルダーへの説明を行っていくものだと考えております。

ステークホルダーがいらないということは、開示をしてみても初めてステークホルダーは少ないかもしれないということがいえる程度でございまして、ステークホルダーがいらないということを、この計画時点でいうことは非常に危険ではなかろうかと考えている次第です。

同じページの(13)、現地住民への説明をJ B I Cは行っていなかった。これにつきましては、J B I Cさんのお答えで、E I Aが公開されていなかった3案件のうち、2案件については、住民より要求があった場合はE I Aが開示する等の対応がなされていたため、問題がないと判断した。もちろん、こういうケースもあるかとは思いますが、よくあるのが、住民はそもそもE I Aがあるということすら知らなかった。あるいは、E I Aの公開を要求すれば開示されるという事実も知らなかったということは非常によくあるケースでございます。私が知っているケースでも、現地の住民がE I A、そんなものがあるのですかと。それはあなたはもっていますかといって、日本人に対してE I Aを求めてくるようなケースだってあり得るわけです。

これは、このお答えだけでは不十分でありまして、E I Aというのは、原則といいますか、ガイドライン上、だれもがアクセスできる場所に閲覧可能、コピー可能な状況で置いていなければならないと理解しております。

それから、後半の残り1件の説明については、恐らく(11)の回答と同じケースだと思うのですが、やはり被影響住民の対象者がいないということは、この段階でそういうことを判断するのは非常に危険なことだと考えております。

長くなって申しわけないですが、以上であります。

【司会】

ありがとうございました。

【国際協力銀行 岡崎】

先ほど原科先生からも代替案の話がありましたし、皆さんからいろいろご提案があって、これからまたJ B I Cの中でいろいろな検討をしなくてはいけないわけですが、その前に、皆さんにどうしてもご理解いただきたいことがございます。といいますのは、今日ここにJ B I C・N E X Iから出席している人間は、国際金融等業務を代表して来ていまして、環境審査室というのは円借款の業務もやっているわけです。私だけが円借款も兼ねているのですけれども、ガイドラインも、両方の業務をカバーするものとしてつくられたことは皆さんよくご存じだと思います。

そういたしますと、すべからくこのガイドラインが適用できる部分と、業務の性質からしてどうしてもできない部分というのがあって、いろいろなところに努力するとか、原則

という言葉があります。例えば、代替案というのがございますけれども、円借款のようにプロジェクトの組成段階から J B I C が関与する場合には、このプロジェクトは本当に受当なプロジェクトなのか、その規模は適切なのかどうかということを最初の段階から J B I C は一緒に議論することができるわけです。

しかし、国際金融等業務の場合には、そこには J B I C の存在はないのです。国際金融等業務の場合には、日本企業さんが入札の段階で、こういう案件があって、ぜひこの案件は J B I C のファイナンス前提に応札したいけれども、どうかというところから J B I C の関与が始まります。したがって、それ以前の代替案の検討云々のプロセスには、大変申しわけないのですが、基本的には国際金融等業務がそこに関与するということはずなないのです。ですから、ここは原則という言葉を使って、代替案の検討ということをやっています。といいますのは、日本企業の方が輸出金融や投資金融で案件を受注してきましたというときに、J B I C が窓口で、その案件で代替案はどうなっているのですかということについては、我々の通常の審査過程でお聞きすることはまずまれだと思えます。

相手国の政府や企業で案件の実施が決まった。その時点で、既にそういった検討がなされているであろうということを前提に、かつ日本企業が他国の企業との競争に勝ち抜いてきた案件について、環境社会配慮確認が適切になされているかどうかということを確認するというのが、国際金融等業務の位置づけなのです。ですから、ガイドラインが円借款の業務と国際金融等業務両方をカバーしていますので、いろいろな疑問が皆さんのほうから起きるのだと思いますが、一方で、このガイドラインの改訂というのは、このガイドラインができるときには、J B I C というのは名称としては残っていますけれども、組織としての J B I C というのはもう解体されてしまっているわけです。新しい業務を引き継ぐ部分というのは、あくまでも国際金融等業務を前提にしたガイドラインを議論しているわけですので、私どもとしては、どうしてもその業務を前提にした議論でしかできないわけです。ですから、これからいろいろご提案があった内容について、銀行の中で検討いたしますけれども、そういう業務の性格、円借款で当然やっているから国際金融等業務でもできるはずだというのは、そういう部分もありますけれども、そうでない部分もある。要するに、業務の性格を反映した検討にならざるを得ないということをご理解いただきたいと思えます。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

円借款部門と国際金融等業務の部門が非常に違うオペレーションにならざるを得ないということは、私も重々承知しております。そういった環境レビューのやり方自体の話は、後半戦にぜひさせていただきたいと思っております。今、私たちが疑問を投げかけているのは、実施状況確認調査において何がなされて、何がなされなかったか。それから、これから何がなされていくべきかということだと理解しております。

確かに代替案に象徴されるように、下流でしか関与を開始することができない国際金融等業務のオペレーションをいって、確認が非常に難しいことはあろうかと思えます。また、それは内容の話でぜひ議論させていただければと思っております。ただ、EIAの公開ですとか、住民に何が説明されて、何が協議されたかということに関しては、実施状況確認調査の中で、どういうオペレーションがなされたかということ、ぜひとも確認していただきたいと思っております。私がかかなり長くコメントさせていただいたのは、そういうことを念頭に申し上げたものでございます。

【東京工業大学 原科さん】

代替案のことが出ましたので、一言だけ申し上げます。確かに今、岡崎さんがおっしゃったような困難さがあると思えますけれども、全く無理ではないということは、我々共通の認識だと思えます。実はJETROが昨年12月に研究会、やはりこういうガイドラインづくりが終わりまして、1月1日からJETROの環境社会配慮ガイドラインはスタートしました。それもおつき合いしまして、私ずっと委員長で、17回会議しまして、JETROは経済産業省が所管する独立行政法人ですけれども、JETROの案件形成調査というのが、国際金融当局に若干似たところがあります。円借款より近いと思えます。ということで、やはりそういう国際競争の中でどうするかという話は出てまいりますけれども、そのときの議論が随分ありまして、制約はあるけれども、そこで代替案の比較検討は、そういう概念でやることは可能だという判断になったと思えます。

それはどういうことかということ、結局それは環境社会配慮を十分行っていますよという説明の体系なのです。説明するためにA案、B案、C案、この案が一番いいと思ったので、これで提案しましたという言い方になるわけです。ですから、そのような準備をしていたければ、おっしゃったように、銀行が最後の段階で確認するわけですから、確認手続の中でそういう準備をしたかどうかを見ていただく。ですので、代替案という概念は適合し

ないということはないと思います。JETROの場合には、そのようなことで代替案ということをしちつとやるようになりました。

【司会】

申しわけございませんが、最初にも申し上げましたように、若干休憩をそろそろとりたかなという感じでございますので、今、手を挙げておられますお二方だけ。どうぞ、福田さんと岡崎さん。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

岡崎さんの件についてなのですが、端的に申し上げて、まさにそのようなことを実施状況確認としてここに書いていただければよかったと思うのです。そこから議論を始めればいいのであって、国際金融等業務ではこういうところが難しいから、ガイドラインのここはなかなかできなかったよねということを中心に正直に書いていただいて、ではどうしようという議論を始めればいい話だと思うので、先ほど岡崎さんのおっしゃったことというのは、確かに、実際にどう変えようという議論の中で出てきてほしいとは思っています。しかし、私たちが今議論している実施状況確認をどうしようかという議論の絡みでいえば、それは正直にここに書いていただきたかったという性質のコメントではないのかなと私は感じました。

【国際協力銀行 岡崎】

原科先生からJETROのお話がありましたけれども、JETROのガイドラインの適用というのは、JETROが行う調査業務が対象なのです。一番最初の段階なのです。ですから、これからこういう事業をやりたいのですということで日本企業が調査をする上で、その検討の項目の中に代替案の検討を入れるというのは、プロセスとしてかなりたやすいと思うのです。

そういういろいろな調査が行われたりしたプロセスの結果、相手国において事業の実施が決まって、これに関心のある企業は応札を下さいとなって、日本の企業の皆さんが応札をする。それにJBICのファイナンスがつく。幸いにしてそれをかちとってきた。そこで初めてJBICの環境社会配慮確認のプロセスがスタートいたしますので、そこはJETROでできているのに、なぜJBICでできないのかということではないのだと思

ます。JBICというのは、プロジェクトに対して融資をする段階でのチェックリスト、チェックとしてのガイドラインの位置づけということが非常に色濃いものだということだけ説明をさせていただきます。

【国際協力銀行 松田】

JBIC環境審査室の松田と申します。

今の代替案の件でちょっと補足だけなのですが、確かに今、岡崎が申し上げましたように、国際金融等業務というのは、代替案の検討の段階ではタッチしておりませんので、そのところに入っていけないということなのです。このガイドラインにも環境アセスメント報告書の例示がありますけれども、その中には代替案の分析とか、そういったこともここに盛り込むのがいいというようになっておりまして、実際の環境レビュー段階では、そういったEIAの報告書等を見ながら、事後的だといわれてしまうとあれかもしれませんが、こういった検討がなされたのかとか、そういうことについては確認をしているということでございます。

その意味で、今回の実施状況調査においても、細かいチェックリストというよりも、これはガイドラインについていますけれども、それに従って環境レビューは行っておりますので、その一つ一つの項目について細かく分析して、それでこういった調査は、一応は結果を出しております。それを踏まえて、今、私が申し上げたような代替案の検討についても適切になされているということで、こちらのほうに書いております。ご理解いただければと思います。

【東京工業大学 原科さん】

一言だけ申し上げます。JETROの件は、今、岡崎さんがおっしゃったとおりで、段階が違うので、余り適切な例ではなかったと思います。ただ、いずれにしても、そういう説明体系として、実際にはそういう事業段階でも、そういう代替案検討をやっておられることを確認しておられますから、その意味で、余り代替案検討が否定的になると困るなど思って申し上げました。どうもありがとうございました。

【司会】

それでは、大分時間がたってしまいましたので、私の時計で15時25分でございますけれ

ども、ここから15分間休憩をとらせていただきまして、15時40分からまた再開したいと思
います。よろしくお願いいたします。

(暫時休憩)

【司会】

それでは、そろそろお約束のお時間になりましたので、再開させていただきたいと思
います。

冒頭、事務的なご連絡を2つばかりさせていただきたいと思います。まず1つ目は、途
中でご退席になる方もいらっしゃるかもしれませんので、申し上げさせていただきますが、
お帰りの際には、今つけていただいておりますビジターのバッジをお忘れなく、1階の受
付のほうでお返しいただければということでございます。それが第1点でございます。

2点目でございますが、会議の冒頭にもお願いしたことでございますけれども、何度も
ご発言されると、ちょっとお忘れになる方もいらっしゃるようでございますが、ご発言の
冒頭にはお名前とご所属を、大変お手数というか、面倒くさいですけれども、そのたびご
とにお願いできればと思います。録音の関係がございますものですから、ぜひお願いでき
ればと思います。

それでは再開させていただきたいと思います。

時間も押してまいりましたので、第2部ということで、またプレゼンテーションをご用意
いただいているということもございますので、そちらのほうになるべく早目に行きたい
と思いますが、もう少し残ってといいますか、ご質問、ご意見等ございましたら、この場
で、なるべく短くしたいと思っておりますけれども、よろしければどうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

短目に。2点ほど確認ですけれども、1点目は、藤平さんの私どもの質問に対する回答
をいただく中で、回答を作成する中で追加的にヒアリングを行ったとおっしゃったのです
けれども、ヒアリングというのは、どなたに対するヒアリングであったのかという点が1
点。

もう1点目は、田辺さんのプレゼンテーションのパワーポイントの4にもありますよう
に、もともとの実施状況確認調査をするに当たって、ガイドラインの中で調査項目に含ま

れていない項目が幾つかあったと思いますけれども、その調査に当たっての項目の選定基準についてお伺いしたいと思います。この2点目に関しては、もしかすると次回、またご説明をされる際になるのかもしれませんが、もし今おわかりであればと思ひまして、お願いいたします。

【司会】

追加的なヒアリングに関して、その調査項目選定の基準に関してというご質問でございますが、JBICからお願いします。

【国際協力銀行 藤平】

追加的なヒアリングについては正確に申し上げたいのですが、ちゃんと理解していただきたいのです。まずは、私どもの行内の環境部門とか営業の担当者です。ただ、それだけではなく、それを通じて実施主体とかにも個別に、必要に応じてヒアリングはしているということなので、先ほど申しましたように、これ、スペシフィックでわざわざ私が出向いてということではないのですけれども、間接的ではありますが、ヒアリングはしているということもあるのだということは十分ご理解いただきたいと思ひます。

2番目の点は、次回にまとめてご説明します。

【司会】

ありがとうございました。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

非常に短く。私がした質問に関して質問させていただきたいのです。この回答の19ページ目で2点あります。私の問の3番目、カテゴリー分類の妥当性に関する評価をされたのでしょうかという質問で、ご回答いただいているのですが、特にカテゴリー分類の妥当性に関する評価がされたかどうかについては、直接はお答えしていただけていないような気がするので、クラリファイしたいと思ひているのです。

2点目は、同じページの6点目です。本調査においてA案件30件につき、用地取得により影響を受ける世帯数の把握はしているかどうか。これはお答えいただいているのですが、この答えがJACSESの質問に対する住民移転の世帯数は幾つかという質問の答えと同

じになっておりました、ひょっとして質問を勘違いされて……。私が聞きたかったのは、住民移転数とは別に、住民移転しなくてもよかったのですが、用地取得をされた被影響住民の世帯数については把握されていますかという質問だったのですが、その2点をお聞きしたいと思います。

【司会】

J B I C、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

質問をお聞きしながらということなのですが、まず1点目、19ページの(3)は、私どもとしては、カテゴリー分類の妥当性というのはやっています。私どもとしては、カテゴリー分類は妥当だったとっております。言葉が足りないとか、そういう部分もあるかもしれませんが、妥当であったとっております。

あとは、(6)については、そのデータはありますが、これも次回にさせてください。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

私も自分が質問したところに対する回答で、若干わからなかった部分を1点だけお伺いしたいのです。回答の16ページの下のところ、RAPが作成されていなかった1件について、どのような情報があったのかということをお尋ねしたのですが、お答えが、こういった点について確認を行い、適切な配慮がなされていたと判断しましたということになっていて、私の質問の表現が余りよくなかったのかもしれないのですが、このRAPなり住民移転基本計画という文書がない中で、どのような具体的な文書なり、聞き取り内容に基づいてこのような確認を行ったのかという情報の出どころについて、あるいは基礎となる文書の内容についてお伺いしたかったというところがあるので、質問の内容と回答がずれてしまったかなと思っていますので、その点もよろしくお願いします。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 田辺さん】

私が出した質問の中で、同様にクラリファイしたい点があります。9ページの(4)ですが、ここでは住民移転を伴わない生計手段の喪失を伴った案件数ということでお聞きしているのですが、その案件の数がここでは回答されていないので、住民移転と住民移転を伴わない生計手段の喪失という部分を明確に分けられていないのかなというので、再度調べていただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、いろいろたくさんご意見、あるいはご質問等をいただきまして、これらにつきましても、JBICのほうで今後検討するというので、また次回、この場で議論させていただくということで、この場は一たん次の議題に移りたいと思うのですが、よろしゅうございますでしょうか。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

1点だけ確認なのですが、私どもが1月9日付でJBICさんに出させていきました追加調査に関する要請ですが、これはお答えをいただくのは大体いつぐらいになりそうかということをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【司会】

今、JBICから答えていただけますか。

【国際協力銀行 藤平】

済みません。正直、今の段階ではお答えできません。先ほど申し上げましたとおり、私どもは1月9日の前にいただいていた質問へのご回答というものを出しました。いいわけをするつもりはありませんけれども、そちらのほうに私どもの精力が随分費やされてしまったということがありまして、私どものほうとしてみれば、回答をお示した上で、さら

なる追加調査ということになるのか、あるいは少し考え方を換えられるのかと置いていたところなので、いいたいことはたくさんあるのですが、そういったことがあるので、これから検討させていただくということになります。したがって、現時点でいつというように、正直、お約束できません。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、第1部の実施状況調査に関する議論というのは、本日はここで終了させていただくということで、本日の第2部というか、2点目の論点の議論に移らせていただきたいと思います。

こちら何人かの方からプレゼンテーションをいただくというところからまず始めたいと思います。

まず、第1番目には、FoEジャパンの清水さんからプレゼンをいただけるということですが、よろしゅうございますでしょうか。お願いします。

【FoE Japan 清水さん】

ご紹介ありがとうございます。FoEジャパンの清水です。

私のほうの説明は、資料5と資料6を参照していただければと思います。特に、資料5に沿って発表いたします。

JBICガイドライン改訂に向けたNGO共同提言についてご説明させていただきます。これにつきましては、前回配付資料としてもう既に配付してありますので、今回は配付資料の中には含めませんでしたけれども、受付のほうに、前回いらっしやらなかった方のために30部用意してありますので、おもちでない方は、そちらをおもちください。資料6のほうは、共同提言の要約になります。

今日の発表内容ですけれども、まずNGO提言書作成の背景を説明した後、その提言書の構成を説明し、次に、事例をもとに、1部の提言内容の解説をしたいと思います。提言自体は全部で16テーマありまして、非常に広範なものになっておりますので、これをすべてここで説明差し上げるのは不可能であるということから、今回、6つの項目について取り上げました。ただ、この6つが私たちとして非常に重要だと思っているということではなくて、優劣つけがたいほど 項目については優劣をつけていないのですけれども、今

回取り上げなかったほかの提言につきましても、同じように重視しております。

まず、提言書作成の背景なのですけれども、ここにある5団体プラス1個人で作成しました。ここにある作成団体、もしくは個人の中には、古くは1990年代からJ B I Cが支援するプロジェクトを市民の立場からモニタリングし、現地での環境社会影響の回避、緩和のために活動してきました。そういった経緯もありまして、現在のJ B I Cのガイドライン策定にも深くかかわってきましたし、また、2003年10月に現在のJ B I Cのガイドラインが策定された後には、その運用をモニタリングしてきました。それから約5年たちまして、そのモニタリングから見てきたガイドラインの効果、もしくは課題というものがございます。特に今回は、その課題について、ガイドラインをよりよくするために、ぜひ改訂に生かしていきたいということで、この提言書を去年11月にJ B I Cに提出いたしました。

次に、提言書の構成になります。提言書の構成は、大ざっぱに言って、この5項目になります。いろいろ提言はあるのですけれども、一番最後に「案件事例における課題と教訓」というところがあると思います。これは、私たちが実際にモニタリングしてきたプロジェクトから見てきた問題、課題、それから見てきた教訓が書いてあります。つまり、私たちがこの提言書の中で提案している内容といえますのは、多くがこれらの、実際に出てきた問題に基づいて提言しているということです。ですから、机上の空論ではなくて、実際に起こった問題をぜひとも解決したいという思いから提言いたしました。

次に、ガイドライン1部、つまり、J B I Cに求められる環境社会配慮の要件についてが、まず1つ目の提言書の項目になります。大体、ここの項目は、情報公開に関するものが多くなっています。ちなみに、この 印がついている項目に関して、後ほど解説いたします。

次に、ガイドライン第2部、つまり、借りに求められる環境社会配慮の要件に関する提言ですけれども、こちらは主に社会的な側面が多くなっております。

次に、新たに取り組むべき課題なのですけれども、これは現行のJ B I Cのガイドラインには含まれていないけれども、今後、新たに取り組まなくてはいけない分野があるだろうということで、ここに原子力関連プロジェクト、それから歳入の透明性に関して提言いたしました。一番最後はJ B I Cが行う調査の情報公開についてです。

一番最後にあるのが、案件事例における課題と教訓なのですけれども、提言書の中では、ここにある7案件を見ていきました。これらの案件は、必ずしもJ B I Cの現在のガイド

ラインの適用となっていないものもあります。現在、J B I Cのガイドラインの適用は2003年10月以降に、J B I Cのほうに融資要請があった案件と理解していますが、私たちとしては、それ以前の案件であっても、やはりそのプロジェクトから出てきた課題が反映できる部分があると判断して、ここにそれ以前のガイドライン適用前の案件についても課題として抽出して、提言書に反映させました。

次に、このようにいろいろな提言を出しているわけですが、私たちとして、ではどうしてこのような提言を出したのかということ、6つの例を挙げて説明していきたいと思います。

まず、提言2の情報公開の方法についてです。現状は、環境アセスメント報告書など、環境社会関連文書の公開方法については、ガイドラインの中では特定、規定はありません。現状は、東京のJ B I Cの広報センターの方で、こういったE I Aなどについて公開しているわけですが、これについて、もう少し公開の方法を工夫していただきたいという趣旨です。事例といたしましては、プサンガン風力発電事業をここに挙げましたが、現地の住民組織の人がJ B I Cさんの方に、E I Aが欲しいということで請求の要請があったわけですが、そこでもJ B I Cさんの回答が、東京での閲覧、コピーを案内したということで、インドネシアのアチェに住んでいる方だったのですが、とても無理なのは当然のことかと思えます。

一方、例えば他機関をみると、I F C、フランスのE C AのC o f a c e。C o f a c eなどでは、借入人がE I Aを公開しているウェブにリンクさせるであるとか、そういったいろいろな形で工夫していますので、ぜひJ B I Cさんも、そういった形で工夫した公開の仕方をしていただきたいということで、提言としては、ウェブサイト上、現地事務所や在外公館で公開するであるとか、要請に応じて文書の写しを無償で交付、送付する方法によって公開していただきたいということです。

次、提言3、ステークホルダーからの意見の対応と、提言4、融資決定後の情報公開についてです。J B I Cのガイドラインには、ステークホルダーからの情報提供を歓迎するところですが、現状ですと確かに歓迎はしていらっしゃるようですが、その後の対応はもう少し細やかにやっていただきたいというお話です。

1つ事例を申し上げます。これはカザフスタンのカスピ海沖でやっているカシャガン石油開発事業でのことですが、カザフスタンのN G O、専門家が、J B I Cがまだ融資検討中のときに、J B I Cに対してレターを出した。その内容は、生態系への影響、例

えばカスピ海アザラシへの影響、漁業への影響。硫黄の貯蔵というのは、石油を掘ったときに、硫黄が多く出るということで、その保存の仕方によって住民への健康被害が出るのではないかという懸念もありましたし、漁業影響に関しては、実はカスピ海沖、この事業地付近ではチョウザメがよくとれるということで、漁業が非常に盛んなわけですが、その漁業への影響が非常に心配であるということで、JBICのほうにレターを出したと。これらが解決されるまでは事業に支援をしないでくださいといったところ、JBICからは適切な環境配慮ができるよう努力しますというようなお答えが返ってきているわけです。その後、融資が決定されて、環境チェックレポートが出されました。

この四角で囲ってある部分が、カシャガン石油開発事業の環境チェックレポートの一部抜粋になりますけれども、これをみる限り、カザフスタンのNGOや専門家などが、具体的に懸念を示したカスピ海アザラシ、鳥類、漁業への影響について全く触れられていないわけです。したがって、懸念を示した人たちは、伝えた懸念に対して、JBICの環境審査のプロセスの中で、果たしてどのように改善されたのかということが全くわからないわけです。したがって、地域住民、NGOからの意見や懸念が表明された場合には、事業者の対応や、これに対するJBICの評価について回答するなど適切な対応をとることというのが提言3になります。

関連してくるのですが、融資契約後のより詳細な環境審査結果の公開ということで、これらのことを公開してほしいというのが提言4になります。

次に提言9.2の事前の補償についてです。現状ではJBICのガイドラインには、非自発的住民移転ですとか生計手段の喪失が発生する場合、その補償、支援が適切な時期に与えられなければいけないということで、補償、支援を与える時期について明確には明言していないわけです。これが非常に問題だと思っています。

事例を挙げます。南部ハイウェイ建設事業で、スリランカのコロombo近郊から南部の都市まで約130キロメートルの高速道路を建設する事業だったのですが、これで5,680世帯の移転が発生して、移転の有無、もしくは補償問題で非常に大きな問題が起こりました。ちなみに、現在はかなり改善されていると認識しています。

この写真は、私が2004年に現地に行ったときの写真です。そのときに聞き取りをしたときには現地の人、特にこの写真の中の人移転したのだけれども、彼がもともと住んでいた土地、家屋はもう既に収用されていました。だけれども、まだ補償金をもらってなくて家が建てられないと。一方、彼の移転先を見ると、このようにまだまだ更地なのです。

したがって彼は、その当時は彼の兄弟のうちに住んでいたわけです。彼の場合は、たまたま彼の兄弟がいたからよかったのですけれども、路頭に迷ってしまわれる方もいるということで、十分な補償、支援策は移転前に与えるということをガイドラインの中に盛り込むべきであるというのが 9.2になります。

次に、提言 9.3の移転・補償合意文書に関してですけれども、現在の J B I C のガイドラインには、移転・補償合意文書を移転対象者に渡すことについては規定していません。これについて規定するべきであるというのが 9.3になります。

例えば、マレーシアのパハン・セランゴール導水事業は、マレーシアのクアラルンプールの近郊にダムを建設して、45キロメートルの導水トンネルで水供給する事業なのですが、このダムによって先住民族の人たち合計96世帯が移転をさせられそうになっています。

私が昨年現地に行ってきたのですけれども、そのときには、合意プロセスはどうであれ、移転に同意した人はかなりいたということなのです。合意はしたのだけれども、皆さん、合意書を受け取っていないわけです。したがって、合意をしたという人にインタビューをしていますと、移転について合意したことは覚えているのですけれども、その移転に合意した時期であるとか、それ以外一体何が書いてあったのか、書かれていなかったのかということは一切覚えていないので、これでは後々合意内容などが非常にあいまいになって混乱を招くということで、提言 9.2として、非自発的住民移転の対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解し、また合意書は対象者に渡されていることということで提言いたしました。

次に、提言11.1のステークホルダー分析です。J B I C のガイドラインの第2部には、調査、検討すべき影響は直接的、即時的な影響のみならず、派生的、二次的、累積的影響も含むと書いてあるわけですが、実際にはできておらず、影響の範囲を決める際にステークホルダー分析を行うべきであるというのがこの提言内容なのです。

具体的な事例として、フィリピンのミンダナオ石炭火力発電所について説明いたします。これはその名のとおりミンダナオ島で石炭火力発電所を建設するものなのですが、この環境アセスメント報告書、E I Aでは、事業地を中心に半径2キロメートル以内を調査してあります。したがって、E I A作成段階での協議も2キロメートル以内で行われております。その後、それが隣町の自治体より懸念が出されました。この隣町の自治体というのは野菜の産地になっておりまして、市長さんが大気汚染などを非常に気にされてい

ました。したがって、ミンダナオの事例では間接的、派生的、二次的な影響が含まれておらず、その影響を受ける関係者、つまりここでいえば隣町の人たちへの協議もされていないということで、協議をする前に、まずはどういった人たちに協議をしなくてはいけないかということについて分析する必要があるのではないかという問題意識から、このステークホルダー分析に関する提言を出しました。

私の発表は以上になります。こちらの提言書を前回提出しまして、その後J B I Cさんからこの提言書に関して回答はもらっておりますが、今説明差し上げたように、この提言書に書かれてあること一つ一つに趣旨があり、私たちなりの問題意識がありますので、回答は回答で理解というか拝読いたしましたけれども、これら一つ一つについて今後議論させていただければと思います。

以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのプレゼンテーションに対しましてクラリフィケーション、あるいは確認等、もしございましたら。

【匿名(男性)】

匿名でお願いしたいのですが、今、F o E ジャパンの方からいろいろお話がありました。たくさんの実例が挙げられておりますので、まさにそのとおりだと思うのです。ただ1つ気になるのは、すべて市民社会が存在するという前提で情報公開もステークホルダーの選定も公開も全部決められている。では、その市民社会が存在しない社会ではどうなのだという考慮がされていないというのが1つ懸念になります。

今、ワールドバンクでも市民社会を前提とした社会対策を行おうということで、採取産業再評価というような報告書が出まして、それに一部基づいてやっているのですが、これはアフリカで失敗しております。NGOの方は、報告書のとおりやらなかったから失敗したのだといっていますが、実は違う。私が思うに、市民社会の存在しない社会に市民社会の論理を押しつけたことによって生じたことではないかと思います。

NGOの方が一生懸命やっておられるのはよくわかるのですが、21世紀の環境問題を考えるときに、この市民社会というのは本当に望ましい社会なのかということを考え

てやらなければならない。例えば、同じ気候で社会体制の異なるヨルダンとイスラエルを考えたとき、イスラエルは1人当たり、ヨルダンの4倍のエネルギーを使っています。そういった意味で、西洋的な考え方に基づいてこれから環境問題を考えていいのかということがいろいろな学問のところでもいわれております。

例えば、環境倫理学というのがあります。これは、西洋の考え方では、次世代への考慮が足りない。それから、生物の間に格差をつけるという欠点があるといわれています。また、文化人類学では、人類だとか社会制度に進化論はない、このような結論になってきたということで、今まさに21世紀の環境問題というのは、こういった西洋的なやり方に対して本当にいいのかという問題が突きつけられていると思っております。

先ほど一生懸命調べられているいろいろな提案されているのですが、市民社会というか、西洋的な考えから一步も抜けていない。これではどこかに限界が来る。もう少し幅広い考え方で取り組む必要があると思います。

例えば、市民社会が存在しないイスラム社会では、我々が日常もっている情報と実態は全然違います。その中にちゃんと規律があり、そして秩序があります。そういった中で、我々がもっている情報だけで市民社会がすべて望ましいものだと考えた論理の上で成り立っている議論ではなくて、もう1つ進んだ考え方をしていただきたい。したがって、大事なものは、西洋の場合には、共通点がある場合には競争させなさい。違いがある場合には、一番いいと思われる方法に統一しなさいと考えます。しかし、我々が住んでいる東洋では、共通点があればまず協力しなさい。違いがあれば、まずその違いを認めて、役割分担をしなさいと考えるのです。ですから、そういった意味で、NGOの方の考え方というのはちょっと時代に即さないのではないのかという感じがします。

そういった意味で、私も中東には何回も行っておりますけれども、現地の状況とかそういったところに合わせた、特に社会対策、環境対策については考える必要があるのではないかと考えます。

【司会】

ありがとうございます。

今議論を始めますと大変になりますので、申しわけございませんが、このような場をとっている趣旨は、ご確認というか、聞き漏らしたとか聞こえなかったとか、そういう簡単な、あるいは事実がこうだとか、そのようなもので、ご意見、ご議論は後でやらせていた

だければと思いますので、申しわけありません。今のご意見は後ほどまた……。もし今のご意見に関するご意見があればやらせていただければと思います。そういう趣旨で何かほかにございますでしょうか。

【国際協力銀行 藤平】

短い質問、1点だけです。

事例を挙げて提言をいただいております、ある意味、非常に説得力のある論理展開をされているのかなと思います。他方、そのよって立つところの事例についてなのですからけれども、クラリフィケーションをそこだけちょっとさせていただきたい。ここに挙げていただいている、例えば案件事例7案件とある中で、いわゆる私ども国金等業務でサポートしている案件はどれである、円借款がどれである、かつ現行のJ B I Cガイドラインで適用外の案件も含むとおっしゃっているので、そちら様の認識でいくと、どれが適用外。逆にいうと、国金等業務でガイドラインの適用内の案件というのはどれなのかということをお教えさせていただきたい。

【司会】

お願いします。

【FoE Japan 清水さん】

質問ありがとうございます。まず、適用内の案件は、カシャガン油田開発とスマラン総合水資源・洪水対策事業になります。部分適用がミンダナオ石炭火力発電所です。サンロケ、パハン、南部ハイウェイについては適用外になります。オリッサのほうは田辺さんから後で言及いただければと思います。

それから、ODAと国金の区分なのですけれども、カシャガン、ミンダナオ、サンロケが国金で、残りがODAになります。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、あと幾つかプレゼンをしていただく予定になっておりますので、この場はここで一たん切らせていただきまして、次の方のプレゼンをお願いしたいと思います。

次は、機械輸出組合の藤井様ということでよろしゅうございますでしょうか。お願いいたします。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

どうもありがとうございます。

それでは、産業界からといたしますか、実は先般、プラント関連4団体連名でJBICさんとNEXIさんのほうに要望書を出させていただきました。お手元に資料等がございましたら、それをみていただきたいと思うのです。

4団体を代表しまして、私、藤井と申します。その2つに基づきまして、簡単に説明させていただきます。

まず最初に、先ほどNGOさんからの提言が非常に詳細にわたってありまして、かなり詳細な調査をされておりますけれども、産業界からは詳細な提言というよりは、どちらかというとガイドラインの改訂に当たっての原則論的な要望、お願いといたしますか、こういってことになっております。

ポイントは4点ばかり書いてございます。それで、JBICさんとNEXIさんあての要望書は、基本的に内容趣旨は全く同じでございます。ただ、違いがあるのは、項目1の前半のところは、JBICさんの固有の性格による表現でありまして、それ以外は全く同じでございます。

まず最初なのですけれども、この前文のほうで、産業界は環境コンシャスで、省エネ、環境の技術をいろいろ開発して各国に提供しておりますということを書いております。これは、いわゆるプラント業界のほうも環境配慮がないとビジネスがもう成り立たないということは産業界の皆さんは承知しておりまして、そのために各企業は環境報告書、あるいはCSR報告書も発表しているわけです。また、技術的な面につきましても、正直いいまして、日本の環境技術レベルは世界でも高いほうにあると思っております。最近、世界各国で石油・ガス価格等が上がっておりますので、石炭火力発電所がいろいろ計画されておりますけれども、石炭火力発電所等をとってみますと、例えば日本のボイラーでも、超臨界、超々臨界技術とか、こちらの具現した技術を使っていただきますと、従来のものよりは発電効率が10%高くなる。ということは、それだけ環境フレンドリーであると考えております。その意味で、世界各国のお客様のほうには、できるだけ日本の技術を使っていただけで、利用していただきたいと思っております。

ただ、技術がどんなに優れていても、皆さん買ってくれるかということ、残念ながらなかなか買ってもらえないこともあります。それはなぜかといいますと、やはり競争があるからであります。これでポイント1のほうにまいりたいと思いますけれども、先ほどもちょっといいましたけれども、J B I Cさんの融資、あるいはN E X Iさんに保険をかけてもらうという案件は、大体が商業ベースの案件であります。ということは、どうしてもコンペティターがいて、競争及び競合にさらされてしまうという現実があるわけです。

J B I Cさんへの要望書に、J B I Cさんは本年10月に日本政策金融公庫に変わるようになっておりますけれども、公庫法でJ B I Cさんの融資といいますか、業務は基本的に3つに集約されております。そのうち1つは環境ガイドラインに関係がないので、ここに2つ書いてございます。1つは、重要資源の海外における開発及び取得。もう1つが、我が国産業の国際協力の維持・向上。要は、このためのファイナンスをなさいというのが法律に書いてあるわけです。ということは、特に国際競争力の維持・向上の点につきましてはJ B I Cさんの使命であると。またJ B I Cさんのレゾンドートルの1つでもあると考えられます。

なお、N E X Iさんにつきましても、基本的にはオフィシャルサポートであるという以上、日本の輸出に関するサポートをしていただくということで、やはり競争力の維持等にもつながる話ではないかと思っております。

特に競争に関しましては、O E C D諸国と競争すれば、後でも話が出ますけれども、コモニアプローチで共通の土台に立てるのですが、最近是非O E C Dの加盟国、特に中国、あるいはインドの企業等と競合する場面が非常に多くなっております。彼らがどれだけ環境コンシャスなのかというのは、正直、私はよくわかりませんが、多分日本ほどは環境コンシャスではないだろうなど。そういうところと競合しなければならないという現実もご理解いただきたいと思っております。

特に、その次に迅速性について書いておりますけれども、審査、融資等の決定というのは、できるだけスピーディーにやっていただきたい。そうしませんと、これが昨今、特に資機材等の高騰が激しく、資源価格が上がっているのは皆さん御存じだろうと思っておりますけれども、またさらに世界のインフラ投資が結構たくさんあります。そうしますと、サプライの面とデマンドの面の両方から、労働力の価格、資機材の価格がアップしております。そうしますと、審査がちょっと長引いたり、ちょっとずれたりしますと、計画にかなり影響を与えて、結局資機材の高騰に追いつかずにコストアップになってしまう。さらに、正

直いいますと、実はこれはお客様の事業計画にも影響を与えるということになります。その意味で、こういう競争力の維持、あるいは迅速性について、環境ガイドラインを改訂する上におきましても、こういうところを損なうことがないような形で進めていただきたいというのがポイントの1でございます。

次のポイントの2は、OECD加盟国の企業との競争があるわけですが、ここでOECDのコモンアプローチというのがあります。このコモンアプローチは、特に環境ガイドラインにつきまして、各OECD加盟国のいわゆるイコールフットィングの原則を掲げていると考えております。その意味で、各国が非常に緩いとか、突出して厳しいということがないと理解しておりますけれども、このようにイコールフットィングの原則というものがありますので、これもガイドラインを改訂する上におきまして、コモンアプローチ等を見させていただきながら、イコールフットィングの原則を確保していただきたいということになります。

JBICさん、NEXIさんのほうは、正直いいまして、現在でもコモンアプローチよりもかなり進んだ内容になっているというような感じで我々はみておりますけれども、さらにトップランナー、フロントランナーを走りたいというお気持ちもあろうかと思えます。それはそれで非常に結構なことで尊重はいたしますけれども、この各ECA機関とのイコールフットィングの原則を損なうような形で先んじていただくのは競争の観点からもちょっとどうなのかと考えております。

3番目は、先ほどもちょっとお話が出ましたけれども、情報公開におきましては、どうしても商業ベースの案件でありますので、やはりお客様によっては商業上の機密事項というのがあります。ですから、何でもかんでも情報公開しろというのは困りますねと。このところは、情報公開のことも考えていただきたいということでもあります。

4番目は、先ほどバイの機関か、いわゆるマルチの機関か。世銀さん、アジア開発銀行との比較等のお話がありましたけれども、JBICさん、NEXIさんは、基本的にはバイの公的な与信機関であると考えております。環境の社会配慮というのは、基本的にプロジェクトの実施主体、お客さんのほうでやっていただくことになって、そういったバイの与信機関としては、要は実際やっているかどうか、実施状況を確認する立場であるという原則があると思います。その意味で、NGOさんのご提言の中には、世銀、アジア開発銀行、マルチの機関といろいろ混ざっておりますけれども、ここはやはり区別されてしかるべきのかなと考えております。

さらにプラスすることで、項目の4の後半に書いてありますのは、その基準につきましては、プロジェクトの実施国における法令、手続、こちらの現地国基準をベースにさせていただくべきであろうと考えています。しかしながら、現地国基準をベースにすべきであるといいますが、現行のガイドラインに書いてあります国際機関の基準をベンチマークとするということを別に否定しているわけではありませんが、やはり現地国基準を第一義的に優先して対応していただくということが必要なのかなと感じております。

以上でございます。

【司会】

どうもありがとうございました。

質問等ございますでしょうか。繰り返し申し上げますが、ご意見、ご議論ということではなくてお願いいたします。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

ヒューマンライツ・ナウという人権団体の鈴木と申します。今、産業界の方からご意見をいただいて、ビジネス上の問題でいろいろな考え方があるというのを理解しましたけれども、最後のほうに触れられた現地国基準をベースにすべきだということについての現地国基準の意味なのですが、それは現地で行われているプラクティスのことをいうのか、それとも現地国の法令ですとか、国際基準として現地国が批准していたり、批准しなくてもソフトローとして一般的に行われているものというのはあると思うのですが、そういうものも含むのか。発展途上国の場合は、国際条約は批准して をしなければいけないということになっているのだけれども、えてして現実には行われていないということはよくあると思うのです。

要するに、現地国基準をいったとき、本来守られるべき、現地国でも通用している規範を意味しているのか、現地国のプラクティスを意味しているのか、どちらなのでしょうかがというのが質問です。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

法令の方、規範の方です。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

わかりました。

【司会】

では、どうぞ。

【「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 田辺さん】

OECDのコモンアプローチとのイコールフットィングということはおっしゃられているのですが、同時にJBICは銀行でして、国際金融を行う銀行としては赤道原則、エクエタープリンシプルというものが常識となっております。このエクエタープリンシプルは、そのIFCのパフォーマンススタンダードを主にリファーしているわけですが、こういった赤道原則といわゆる民間銀行が採用しているものとのイコールフットィングに関してはどのようにお考えでしょうか。

【司会】

では、お願いいたします。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

原則、赤道原則はプロジェクトファイナンスに規定されるものと理解しております。それで、JBICさんのほうの現行のガイドラインの中で、現地国基準のほかに国際機関その他を参照するとありますけれども、そこで赤道原則というものも参照基準としているということであれば、それはそれなりに尊重されてしかるべきと考えています。

【司会】

ありがとうございます。それでは、次のプレゼンテーションのほうに移らせていただきたいと思います。

続きましては、今話題にも出てまいりましたが、他国のECA、ガイドライン、あるいはOECDのコモンアプローチ等との比較でございますとかIFCの関係のご説明です。

まず、日本貿易保険審査部の渡辺さんからお願いできればと思います。

【日本貿易保険 渡辺】

NEXIの渡辺と申します。よろしく申し上げます。

私からは、今ご紹介ありましたけれども、コモンアプローチが昨年改訂になっておりますので、その改訂のポイントについて。続きまして各E C A、世界各国、国際機関も含めまして、現状の私どものガイドラインとの比較という作業。これは、たしか前回のこの会で要請のあった作業だと理解しております、私どもとJ B I Cさんと共同で作業したものでございます。

資料として、まず「コモンアプローチ改訂前後の比較」というものがあるかと思えます。これが大きく2つに分かれておりまして、主要ポイントという表題になっているものがあるかと思えます。これが全部で5ページ分ございます。1 / 5から5 / 5まででございます。それとは別に、24ページのものがあるかと思えます。1 / 24から始まるものですが、こちらは改訂箇所それぞれに逐語的にコメント、比較をしたものでございますけれども、これに触れておりますと時間が大幅に超過してしまうと思えますので、主要ポイントとしてまとめた5ページ物のほうでポイントのご説明をしたいと思えます。

最初の1ページ目からみてまいりたいと思えますけれども、最初の、真ん中に2007年のコモンアプローチと、左側に2003年の旧版が引用されております。2007年のほうはパラグラフ5から始めますけれども、多少膨らんだ形の記述になっております。これは右側に要約されておりますけれども、現在稼働中の既存の事業が仕向けの対象である場合は、カテゴリーの分類は必要としない。現実の影響確認で構わないという言い方が加わっております。ただ、これは現在、J B I C・NEXIともこういった対象であっても、基本的にスクリーニングを行うとしておりますので、これによってJ B I C・NEXIのガイドラインを改訂云々という必要はないものと考えております。

それから、その下にパラグラフ7とございます。これは、ガイドラインに直接関連がある項目ではございません。E C A間でカテゴリー分類の一貫性を確保しようということがうたわれているだけでございます。

その下に、次のページにもまたがりますけれども、パラグラフ9でございます。これはカテゴリーAのプロジェクトについて、E I Aについて明確化が図られたということですが、E I Aという言葉は基本的には評価する行為を指して、E I Aレポートという表現で実際の報告書を意味するということで区別したということ。それから、カテゴリーAの場合に、E I Aレポート以外に提出が求められる資料について追記がなされたということ。

それから、最後のほうですが、E I Aの実施主体とレビューをする者とは同一人ではないことが求められているというものがつけ加わっております。

次にまいります。パラグラフ12でございますが、これは環境レビューを行う際のベンチマークとなる国際基準の扱いが整理されたというものでございます。ここでは新たに世銀のセーフガードポリシーをベンチマークをすること。それから、プロジェクトファイナンス案件については、適切な場合というように注がありますけれども、I F Cのパフォーマンススタンダードをベンチマークとするという記載がつけ加わったということでございます。ちなみに、現在のJ B I C ・ N E X Iのガイドラインでは、参照すべき基準が多数あるものですから、すべて列挙する形ではなくて、国際機関等ということで包括的な記載になっております。

パラグラフ13でございます。ここは同じく国際基準のベンチマークについて触れているのですが、従来12.2、12.3ということに分かれていたものを1つにまとめてわかりやすくしたということもあるのですが、国際基準については、2003年版では“ would be applied ”という英語が用いられておりますけれども、2007年版では“ expected to meet ”という新たな表現に置きかえられております。

パラグラフ17は新たにつけ加わったものでございまして、モニタリングに関してその情報公開を事業主体に促す規定が追加されております。

パラグラフ19は情報公開に関する部分でございますけれども、カテゴリー Aに関して、2003年版では“ seek to make ~ available ”という表現だったものが、“ seek to ” がとれて端的に“ disclose ”という言葉に置きかわっております。

それから、従来E I Aは公開の対象ですけれども、E I Aに関して述べられていたものに加えて、E C Aが支援を検討中のプロジェクトについての主要な情報、プロジェクト名ですとか、場所ですとか、そのプロジェクトの概要等を公開するということが明確にされております。ただ、ここは現状の私どものガイドラインでも対応済みになっているものでございます。

同じくパラグラフ19の最後のほうなのですが、これは従来も同趣旨で記述があったのですが、事後的に支援を決定した案件に関して環境情報を含む内容を公開するということが明記されたものでございまして、これも現状、私どものガイドラインでは同趣旨の対応がなされております。

パラグラフ22は、ガイドラインの文言とは直接関連はないのですが、私どもがO

ＥＣＤの本部に定期的に実績の報告等を行っているわけですが、その報告の頻度が年１回から年２回にふえた。さらにＥＣＡ間で審査の経験ですとかノウハウを共有することによってレベルプレイングフィールド、競争環境の整備を促進していこう、改善していきたいということがうたわれております。

主要なポイントとしては以上でございます、個別には別途２４ページ物のほうで記載しておりますが、最初に申し上げたとおり、こちらのほうはご説明を割愛したいと思っております。　続けてよろしいですかね。

【司会】

はい。では、続けてください。

【日本貿易保険　渡辺】

それでは、ＪＢＩＣ・ＮＥＸＩのガイドラインと各国の輸出、ＥＣＡとのガイドライン比較というものをまとめてみました。こちら、まず表紙、１／１２になっているかと思えますけれども、表紙のほうで作業の趣旨をまとめております。ＪＢＩＣ・ＮＥＸＩのガイドラインと諸外国のＥＣＡのガイドライン等と比較したものでございますけれども、比較対象として選定したものがここに書いてございます。

１つ目は、ＪＢＩＣ・ＮＥＸＩが公的ＥＣＡとして踏まえるべきＯＥＣＤのコモンアプローチ。２つ目に、ＪＢＩＣ・ＮＥＸＩと同じく貿易促進を目的の１つとしてコモンアプローチを踏まえるべき主要各国のＥＣＡということで、アメリカ、フランス、ドイツ、イタリア。それから、必ずしもコモンアプローチを踏まえるわけではありませんが、民間向けの融資、投資を行う機関として世銀グループのＩＦＣとアメリカのＯＰＩＣ。それから、民間銀行が採択をしている赤道原則。そして、開発援助機関ではありますけれども、競争環境での貿易促進ということを目指す目的の１つとはしていない、プロジェクトの評価基準として使用していることが多いセーフガードポリシーをもっている世界銀行ということで、全部で９つの機関との比較を行いました。比較に当たっては、実際、環境審査の実務上の手続に沿った形で整理をしてみました。

資料は、その後比較概要ということで、６／１２までまとめたものと、個別に項目ごとの比較表が別途ついているかと思えますが、これも大きく２つに分かれておりまして、１つ目がＪＢＩＣ・ＮＥＸＩガイドラインとコモンアプローチ並びにそれを適用しているＥＣ

Aとの比較表が表 2ということになっているかと思えます。

同様のフォーマットですけれども、比較先としてE C A以外のその他国際機関との比較表が表 3ということで別途添付してあるかと思えます。こちらのほうも個別の表でご説明していくと時間が厳しくなると思えますので、最初に添付してございます比較概要という資料でポイントの説明をしてみたいと思えます。

表のたてつけとしては、左側に項目があって、真ん中に現状のJ B I C・N E X Iガイドラインのポイントがあって、右側に他機関等の状況ということで整理をしております。

一番上の項番1ですけれども、これは手続の流れです。現状、私どもはスクリーニングがあって、カテゴリー分類をして、環境レビューを行って、モニタリングという流れになるわけですが、この手順については、すべての機関が同様の手順を踏んでいるという結果でございました。

それから、必要な情報です。まずは借入人等、あるいは輸出者等からの情報提供というのを我々は求めているわけですが、調査機関すべてが同様のことを求めています。それから、相手国政府、関係機関、現地住民、現地N G O等、ステークホルダーからの情報も活用すると私どものガイドラインでは記載しておりますが、この点については、米輸銀ですとかO P I C、ドイツのE C AのH e r m e s等、同様の記載がありますけれども、必ずしも記載がない機関もございました。O E C Dのコモンアプローチには記載がございませんでした。I F C並びに世銀については、ごらんのような形で特別の記述があるケースもございました。

カテゴリーAの場合にE I A等でレビューを行うというのは、私どもも、調査したすべての機関も同様でございました。カテゴリーBの場合には、私どもは場合によりE I A等によりレビューを行うとして、必ずしも必須ではないとしているのですが、調査機関の中でもこの要求情報に関する記載はさまざまです、E I Aを要求しているところ、していないところ、この辺はさまざまでございました。

スクリーニングについては、私どもは必要な情報を列挙して、スクリーニングフォームを公開しております。米輸銀、イタリアの機関のS A C E、フランスの機関のC o f a c eが同様に情報フォーム等も公開しておりますけれども、公開されていない機関もございました。

4番目、カテゴリー分類です。私どもがカテゴリーをA、B、C、J B I Cさんの場合は融資機関ということでF Iというカテゴリーもございますけれども、基本的にこのカテ

ゴリーのたてつけは各調査機関ともに同様でございました。ただ、米輸銀ですとかO P I Cのように特定の案件を区別してカテゴリー分類する例もございました。

私どもは金額で 1,000万 S D R 以下の案件、要するに全案件カテゴリー分類を実施しているわけですが、コモンアプローチですと、1,000万 S D R 以下の場合、条件はありますが、基本的にはカテゴリー分類不要ということにしております。

カテゴリー C の分類については、私どもが必ずしもプロジェクトにかかわりがない単体輸出等をカテゴリー C の例示として挙げていたり、これは N E X I のケースですが、仕向け先によって考慮したカテゴリー C という分類をしておりますけれども、同様に単体輸出を例示しているケースとして米輸銀、あるいは S A C E 等が同様の記述でございました。

それから、私どもが環境影響の大きい地域ですとかセクターを例示しておりますけれども、コモンアプローチにおいても同様に影響の大きい地域セクターを例示しております。他の機関ですけれども、これはさまざまございまして、例示していない機関もあれば、例示していてもそのたてつけが様々であったり、単にコモンアプローチをリファーしているだけという機関もございました。

環境レビューですけれども、私どもはカテゴリー A、B についてレビューを実施して、カテゴリー C については省略する。F I については仲介者を通じて環境社会配慮を確保ということにしておりますけれども、基本的には他の機関も同様でございます。

それから、環境レビューに当たってチェックリストというものを参照しているわけです。また、それを公開しているわけですが、他の機関をみたところでは、レビューに当たってのチェック項目の記載、チェックリストを公開している事例は見当たりませんでした。

それから、特定はしていないのですが、先進国基準、国際基準をベンチマークとするという、J B I C ・ N E X I がこういうベンチマークについての記述をしているわけですが、コモンアプローチですと、現地国基準プラス世銀基準をベースとすると。これは、先ほどコモンアプローチのところでも申し上げたとおりで、プロファイ案件であれば I F C をベンチマークにするということが新たに加わったわけです。そのほかの E C A については、いろいろなパターンがありますが、最も多く参照されているのは世銀であったということです。

それから、検討する影響として何を検討するかということなのですが、私どものガイドラインでは、影響の内容を記載しております、例えば社会面ですと、ここにら

んのような点を挙げております。これについては、コモンアプローチでは、ベンチマークされる国際基準がカバーしている範囲の影響を検討することとしております。

ただ、米輸銀は個別に検討すべき影響を記載しているわけですが、内容は、世銀のOP（オペレーショナルポリシー）といいますが、基準です。あるいは、PPAHといわれる世銀の排出基準ですが、こういった内容に沿ったものとなっています。

その他、原子力案件は別途規定を設けていたり、Cofaceですと、セクター別の基準、あるいはIFCが採掘産業においてガバナンスリスクも評価という例もみられます。

意思決定の方法ですが、環境に望ましくない影響を及ぼす場合には契約に至らない場合があると私どもはしておりますが、同様に他の機関でも環境配慮確認が意思決定のプロセスになっていて、条件を付すとか契約しないと記載方法はさまざまでございます。

それから、意思決定に際しての助言を行う第三者機関の設置規定は、私どもはないのですけれども、他の機関においても設置規定は確認できませんでした。

7番目のモニタリングですが、私どもはカテゴリーA、Bの案件について、重要な項目に関して結果の確認を行うとしておりますけれども、コモンアプローチではさまざまございまして、コモンアプローチですと条件づけを行った場合にモニタリングを行う。あるいは、米輸銀ですとカテゴリーAについて実施。あるいは、赤道原則はカテゴリーA、Bとも対象というようにさまざまでございます。

モニタリングの結果で改善が必要な場合は、適切な対応を求め、場合によっては契約解除することもあるというのが私どもの記述ですが、これは同様の記載が大体みられまして、ただ書きぶりについては、コモンアプローチですと、遵守を回復するための手段を講ずるとか、米輸銀、Coface、Hermes等、特段記載がないところもあります。あるいは、契約解除というところまでの記載があるOPIC等もございました。

モニタリングを行う標準的な項目を私どもは列挙しているわけですが、同様に標準内容を記載しているのはOPICで確認ができましたが、その他の機関では特段記載はございませんでした。

情報公開は、意思決定前と意思決定後と大きく2つあると思いますけれども、私どもが意思決定前においてはカテゴリーA、B、C、それからFIについてカテゴリー分類結果、以下の情報を公開しております。カテゴリーA、Bのプロジェクトに関してはEAIを公開。カテゴリーAについての情報公開は意思決定の十分前ということで、45日程度としております。他の機関については、コモンアプローチについては、カテゴリーAについてフ

ファイナルコミットメントの30日前にプロジェクト名、場所を含む情報、さらにE I A、もしくはその概要を公開することになっております。赤道原則ですと、意思決定前の情報公開に関する規定は特にありません。米輸銀、I F CはカテゴリーA、Bに関する情報公開を実施と。その他の機関はカテゴリーAに関する情報公開を実施するということが多いということが確認できました。

E I Aの公開については、基本的にはコモンアプローチに従ってファイナルコミットメントの30日前ということなのですが、公開方法は各E C Aによりさまざまございまして、ウェブにリンクを張るというH e r m e s、C o f a c eのようなケースであったり、要求に応じて公開するとしているところであったり、さまざまございます。

公開に当たって商業上の秘密を尊重というのは、私どもにもありますが、他の調査機関すべてにおいて同様の記述がございました。

意思決定後の情報公開でございますが、私どもがカテゴリーA、Bについてレビュー結果とスクリーニングフォームを契約後、随時公開しているわけですけれども、コモンアプローチの場合ですと、年に1回A、B案件について情報公開を規定しております。基本的にはE C Aによって記載程度は異なるのですが、カテゴリーAとBについては、一定期間ごとに考慮した環境要因に関する記述を含むリストを公開しております。赤道原則ですと、年1回スクリーニング件数、カテゴリー分類、実施状況等を公開。I F C、世銀は、逆に意思決定前の情報公開に情報を順次追加する形のディスクロージャーを行っております。I F Cですと、採掘産業ですとか、水道、電気、ガス等インフラプロジェクトに関しての支出に関する情報を顧客に求めております。

モニタリング情報の公開ですが、私どもは顧客に公開を促すとしておりますけれども、これはコモンアプローチのところでは触れましたとおり、コモンアプローチでも最新版では顧客に公開を促すというものがつけ加わっておりますが、この規定がない機関も幾つかあります。

それから、異議申し立ての制度は、J B I C・N E X Iでは異議申し立てを受け付け、必要な措置をとるとしておりますけれども、O P I C、I F C、世銀が同様の手続を有しております。コモンアプローチ上では適切な措置を確保するという記載がございます。

環境審査の流れに沿って主要な項目を整理したものの解説をさせていただきました。個別には割愛しますが、申し上げた表 2、表 3をご参照いただければと思います。

私からは以上です。

【司会】

ありがとうございました。

申しわけありません。ちょっと時間が押してまいりましたので、引き続きプレゼンテーションを続けさせていただければと思います。

続きまして、I F CのパフォーマンススタンダードにつきましてJ B I Cからご説明します。

【国際協力銀行 松田】

これも前回のコンサルテーション会合のところで、I F Cパフォーマンススタンダードというのはどういうものかというご質問があったことに対応して、本当に概略だけで、A 4判1枚の紙でございますけれども、つけさせていただいております。もう時間もかなり押していますので、この表について簡単に説明させていただきたいと思うのです。

I F Cパフォーマンススタンダード、ここにも説明が書いてありますけれども、「環境社会配慮に関するI F Cの借入人・顧客に対する要求事項を示したものである」。それ以前は、セーフガードポリシーというのがありまして、2006年2月の時点で、I F Cの役割と責任等を示したポリシーと、借入人、顧客がやるべきことを示したパフォーマンススタンダードの2つに大きく分けて設定して、同年4月から適用が開始されているということです。

このパフォーマンススタンダードの基準なのですけれども、この表にあるようにP S 1からP S 8まで8つの基準で構成されております。ここに示してあります各基準の主な内容は、パフォーマンススタンダードには各項目ごとに基準の必要性とか背景などを示した序文、イントロダクションとか目的、適用範囲、それから具体的にどのような対応をしなければいけないかということを書いてあるリクワイアメント、要求事項、そういった構成でパフォーマンススタンダードはできております。各項目ごとに、P S 1ならP S 1で今の構成でなっております。

ここに書かれている主な内容というのは、その中でも目的の部分を抜き書きして記載しているものでございます。ですので、P S 1をみていただきますと、正負両面の環境社会の影響評価を行うと書いてある。ここはスタンダード、各国基準の目的が示されているということです。

ですので、実際のスタンダードをみますと、この後に要求事項としまして、さらに詳しく具体的に、この目的を満たすためにどのようなアクションが必要なのかということが一つ一つ決められているということでございます。

以上、簡単ですけれども。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 田辺さん】

先ほどのE C Aの表で1点確認したい点がございまして、他の国のE C Aでは、ガイドラインだけではなくて、ガイドライン以外で情報公開を規定したものがあります。例えば米輸銀ですと、米輸銀の見直しをする法律という、Export-Import Bank Reauthorization Actというものがございまして、この中でモニタリングレポートの公開が規定されているのです。あと、例えばO P I Cなどですと、Anti-Corruption and Transparency Initiativeというものがございまして、この中で理事会の開催告知や議事録の公開が規定されている。この他、ガイドライン以外で情報公開なり環境社会配慮を規定した部分というのをこの表の中でどれだけ取り入れているかということをお聞きしたいと思います。

【司会】

N E X Iからお答えいただけますか。

【日本貿易保険 佐藤】

N E X Iの環境グループ・佐藤と申します。

私どもの調査した範囲でなのですけれども、例えば世銀だとかというのはディスクロージャーのポリシーだとかというのは別にございますので、そういったものも調査しております。

ご指摘のありましたところというのは、できる範囲で調査はしているのですけれども、時間的な関係もあって調査できていない部分もあると思いますので、そういったところは、もしかしたら漏れている部分があるかとは思っております。ご指摘いただいたところは、後で確認したいと思います。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、J B I C ・ N E X Iからの今回の……。

【東京工業大学 原科さん】

4時半過ぎてしまったので、もう5時ですね。だけど、今のでちょっと間違いというか、正確にしておいたほうがいいところがありますので、申し上げます。コモンアプローチ改訂前後の比較のところ、1 / 5の8番目、一番下のほうです。“ For s Category A project, Members should require an EIA. ” これは、おっしゃるようにレポートをちゃんと出ささいという仕分けをしたのですが、変更内容とJ B I C ・ N E X I対応状況の説明がちょっと正確ではないと思いますので、申し上げます。E I Aは評価する行為と書かれましたけれども、E I A自体の中身は評価だけではないです。影響の予測評価をしまして、大事なことは環境社会配慮のための具体的な対策を講ずることなのです。そういう行為ということで、そこまでちゃんと含みます。あとはそのことに関するレポートという仕分けですから、この辺はきちんと書いていただきたいと思います。

2つ目は、別の資料で、「J B I C / N E X Iガイドラインと各国輸出信用機関等のガイドライン等比較」の4 / 12というところで、6、意思決定の反映なのですが、ポツの2つ目です。「意思決定に際し助言を行う第三者機関の設置規定はない」。これは、そもそもこういうガイドラインの趣旨はそういうところにはありませんから、そのとおりだと思います。私は、第三者機関ということ先ほど申し上げましたけれども、これはむしろレビュー段階で、専門的なことです。審査、諮問機関、そのようなものがあるかないか知りたかったので、そういった点は今、表に入っておりませんが、意思決定に対し助言というのは、それぞれの機関が当然やるわけですから、これと違う意味の第三者機関の問題としては1つのことだと思いますので、これはまた教えていただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、時間もあれですので、申しわけございませんが、J B I CとN E X Iからの論点の提示というプレゼンに行かせていただきたいと思います。

【国際協力銀行 藤平】

遅くまで申しわけございません。もともと最初の段階で私が申し上げた、今日の日程ということでいくと、第2部というのは、質疑応答の前までというのが、今日私が申し上げる論点整備というところの紙までです。その後に質疑応答、議論と思っていたところであります。

論点整理のところを余りはしょってしまうとまた問題があるかもしれませんが、最初の私どもの論点整理は、現段階ではNGOさんからいただいている提言は含んでおりませんというのが書いてあります。

全部で5点になります。まず第1点でございますけれども、先ほどNEXTIさんから説明がありましたOECDのコモンアプローチでの改訂の文言の話があるのですが、1で、その国際的基準の取り扱いの明確化ということであります。ここに書いてあるのは、OECDのほうで先ほど国際機関基準というのが、“would be applied”から“expected to meet”に変わったということなのですけれども、私どもはこれをトリガーとしているのではなくて、コモンアプローチのほうも、このように国際機関基準に対する配慮の仕方というのをレベルアップしたということがまずあって、私どものほうは、これまでどおり、私どもの解釈でいけば参照としているわけです。“would be applied”でも“expected to meet”でも読めるのですけれども、私ども自身の環境社会配慮が、参照という表現が正しいのか、実際にはもう少し踏み込んだプラクティスをしているのではないかという問題意識であります。なので、私どもの参照という表現が実務に合っているのかというような問題意識ととらえていただければと思います。

この論点整理の中では、私どもはどのように改訂するのかということまではまだ具体的にお示ししておりませんが、論点ということで今回テーブルに出すと。NGOさんからもいただいていますし、私どもからも論点を出すということで今回はこの表にとどめていくということでございます。

2つ目は、参照すべき国際的基準の取り扱いの明確化ということでございますけれども、先ほども説明がありました。コモンアプローチでは世銀セーフガードとか、IFCパフォーマンススタンダードというものに言及しておりますけれども、私どもは、いわば一般論としての国際機関基準という言い方をしております。逆にいうと、「しか、していない」ともいえるかもしれません。ここをもう少し実態に合った形で 実際問題、私どもは世

銀のセーフガードポリシーも、IFCのパフォーマンススタンダードもプロジェクトファイナンス案件においてはちゃんとみているわけでございまして、これもある意味、実態に合わせて、あるいはより明確化するということが論点になるのではないかとということで掲げているところでございます。

それから、原子力発電セクターの例示でございますけれども、これはご案内の方が多いと思いますが、コモンアプローチには、原子力発電セクターが環境センシティブなセクターの中に例示されています。私どもも最近、カテゴリ-AとかBとか、そのような案件は取り扱っていないわけですが、今、原子力発電というのは、また世の中で関心が高められているところです。

それから、コモンアプローチ、ここはある意味、はっきりと明定しているという点においては、私どもは明定をしていないので、ここら辺はリストの中に明定するということが1つのポイントと考えております。当然実務上、何か原発の案件が来た場合に、私どもとすれば、まず第1巻としては環境センシティブなセクターなのかと思いますし、私どもの現行のガイドラインでも読めなくはないわけですが、これもある意味、明確化ということかと思っております。

4番目、地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援の検討。これは、今までと毛色が全然違うのですけれども、これまでの議論、あるいはガイドラインの議論というのは、ある個別のプロジェクトに対しての環境社会配慮の確認を行うためのガイドラインということになっているわけでございますが、これもある意味、地球環境保全というか、それに資する1つの取り組みということになるわけです。他方、ご案内かと思っておりますけれども、私ども、それからNEXIさんも、地球環境保全に資するプロジェクトそのものを与信することによってサポートしているということもやっております。これを環境ガイドラインの中で、地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援的なものを環境ガイドラインのプロセスの一環に何らかの形で取り込めないかと。両方とも地球環境保全に優しい、あるいは地球環境フレンドリーな取り組みであるというものを環境ガイドラインの中にも何らかの形で取り込めないかと。

例えばCDM案件、あるいはCDM候補案件、あるいは省エネ案件とかというようなものに関して、これは個別案件の環境社会配慮の確認ということとは切り離して、ただこれをプロジェクトの関係者の方々から、このプロジェクトはこういう環境フレンドリーな要因があるのです。CDM候補案件です。省エネ案件です。あるいは、ほかの環境において

フレンドリーな案件なのだというものを記載なりコメントなりしていただくということを考えられないかという趣旨でございます。

最後の5番目は、文言の明確化ということにはなっていますが、もう少し実質があるようなお話でございまして、かつこれはN E X Iさんのポイントでございますので、N E X Iさんにマイクを渡します。

【日本貿易保険 渡辺】

最後の文言の明確化とありますのは、いずれも例示としてN E X Iのガイドラインで私どもが項目として認識しているものなのですが、ガイドラインは適用するに当たって、必ずしもその概念、あるいは定義が明確でないというものがあるのではないかと。この際これを明確にする必要があるだろうことで、幾つか例示ということで挙げております。

1つは、我々がカテゴリーを分類するに当たりまして、対象国によって、発展途上国という概念でカテゴリー分類をしている部分がございます。ただ、この発展途上国の定義として、D A CリストというO E C Dの出しているリストがありますけれども、これを引っ張ってきているわけです。ただ、実はコモンアプローチのところでは触れませんでした。カテゴリー分類に当たっては、必ずしも仕向け国による特段の区別はなされておられません。また、D A Cリスト自身も過去、改訂が行われております。したがって、この発展途上国という概念も、この際ここでは見直す必要があるのではないかと。あるいは、必ずしも仕向け国によってカテゴリー分類をすることはやめてもいいのではないかとという問題意識でございます。

(2)のところは、現在カテゴリーBの場合に、私どもN E X Iでは、E I Aの手続がなされていればそれを参照するけれども、必須ではない。これはJ B I Cさんにはそのような記述があるのですが、私どもにはそのような記述が明示されておられませんので、ここはむしろJ B I Cさんに合わせる形で明確化していこうと考えております。

3つ目は、私ども保険会社でございまして、保険の場合はその対象とするリスクに応じて、いろいろな保険の種類が多岐にわたっております。現在、私どものガイドラインでは、その保険の種類を一つ一つ列挙している形にしているわけです。それによって、私どもが対象とする取引を特定しているわけですが、昨今、いろいろな新しい保険の種類も登場してきている中で、逆に列挙する形ですと、新しい保険が出てきたたびに改訂しなくてはならないということにもなりますので、この際、保険種を必ずしも列挙する形ではな

くて、もう少しわかりやすい形で記述していければと考えております。いずれも例示ということですが、極力、運用に当たって明確な運用ができるような形に改訂していればよいと考えております。

以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。

申しわけございません。ちょっと遅くなっておりますが、ただいま第2部といたしまして、NGOの方、産業界の方、JBIC・NEXIと、それぞれの立場から考えと伺いますか意見、あるいは論点を出していただいたということかと思えます。

それで、この中身につきまして、これから議論を始めると、もちろん時間は全然足りませんし、継続的にやっていくということにせざるを得ないのだらうと思いますが、せっかく今、プレゼンをそれぞれお聞きになったと思いますので、個別の 이슈 というよりも、それぞれのお立場からほかの2つのお立場に対してのご意見であるとか、ご質問であるとか、そういう総論的なものについても何かご意見がありましたら、この場でお伺いすることにしたらどうかと思えます。1人の方にたくさんしゃべっていただくとちょっともうあれなので、極めて簡潔な形でお願いできればと思いますが、そういう形でいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。それでは、どなたか……ちょっと待ってください。

済みません。私、ちょっと勘違いした。ほかにプレゼンのご予定でございましたか。申しわけございません。大変失礼いたしました。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

時間もないということなので、簡単に述べたいと思います。

ホームページには既に掲載していただいておりますが、今日受付のところでも配付させていただいております。何か上にマークがついているので、それでわかると思いますが、我々の団体は国際人権問題を扱う団体として、人権の面から、主として環境社会配慮のうちの社会配慮の部分について幾つか述べさせていただきたいと思って提言書を出させていただきました。一つ一つやっていくとあれなので、3つのポイントに従ってお話ししたいと思えます。

審査のあり方の問題。A 4の資料で、横書きで2ページずつ入っているものですが、ポイントは3つありまして、ガイドラインの一部に対応するのですけれども、審査のあり方の問題。2部のほうの基準のところでは社会配慮基準について幾つか明確にする、あるいは追加していただきたいという視点。3つ目は、異議申し立て期間の問題であります。最初の部分は、環境配慮の場合は環境影響審査がなされることがありまして、一般的にそういうものがいろいろな国にもあるのですが、人権の場合は、人権配慮審査などというものは、今、国連の事務総長の特別代理が検討していますが、余り一般的でないということがありまして、要するに人権の全般的な状況というのは、環境ほど必ずしも把握できないと。そうすると、実際プロジェクトの影響を判断するときに、ステークホルダーとの協議をすることも、どのような社会なのかということがわからないと、情報なども公開することによって逆に危険が及ぶとか、うまく協議ができないということもあるかもしれないですし、どのような人権の保障状況の国なのかというのは、ある程度踏まえた上で審査をする必要があるのではないかということも申し上げている。あとは、環境問題に比べて社会配慮、特に人権の分野の場合は、その後のプロジェクトの中で、実施主体がどのように基準を遵守していくのかというのが非常に大きな問題になりますので、実施主体の意思、能力とか、これまでの実績とかをみながら個別のプロジェクトで本当に基準が守られていくのだろうかということも審査していただきたいということです。

2番目の第2部に関して新しい基準ですとか、従前の基準を社会配慮の面から充実していただきたいということは、この提言ですと3、4、5、6なのですけれども、3、4、6などについては、他のNGOの提言の中にも含まれていることでもあるので、ここでは割愛して、5の部分について申し上げたいと思います。これはプロジェクトに伴う労働状況の問題でして、大体ほとんどの国が今、ILOの加盟国なのですが、ILOの場合は個別の条約を批准しているかどうかにかかわらず、結社の自由ですとか児童労働の禁止、強制労働の禁止といった問題については、ILO憲章上の義務としてやらなければならないということになっていて、レビューの手續も決まっています。そういうこともあり、IFCのパフォーマンススタンダードにも労働条件のことが入っているので、ぜひこれは社会影響の問題として取り上げていただきたいと。特に、子供の権利とか差別の問題、ジェンダーとかHIV、エイズなどということが今も検討するスコープとして入っておりますが、具体的なあらわれとしては、こういうことが考えられるのではないかと。

あとは、ステークホルダー協議の関係でも、事業地にいらない、どこか遠いところから人

が来て働いているわけではないわけで、その地域の人も当然働いている人はいる。労働組合、労働条件の問題だけやっているわけではないはずなので、ステークホルダー協議にもいい影響があるのではないかと考えています。

3番目の柱として、異議申し立て期間の件については、もう少し、いつからいつまでできるのかが対象者にわかるようにすることと、もう少し期限が延びないものだろうか。ただし、円借款がなくなるとか、そういう問題もあるので、それにあわせてどうなるのかという問題もありますが、一応論点としては検討対象に入れていただきたいと思って提案しました。

以上であります。

【司会】

どうもありがとうございました。大変申しわけございませんでした。順番を間違えまして失礼いたしました。

それでは、この時間になってしまいましたので、そろそろ今日のところはお開きにということではございますが・・・。

【東京工業大学 原科さん】

次回いつですか。

【司会】

次回いつかということについては、JBIC・NEXIのほうで何か案がございませうかというご質問ですが。

【国際協力銀行 藤平】

本当に昨日、今日決まったところなのですけれども、次回は3月3日月曜日にさせていただきたいと思っています。3週間前はちょっと超えてしまうのですけれども、私どもはできるだけ刻んでやっていきたいと思っているので、今回は先に日程をアナウンスさせていただきたいと思います。いずれホームページにアップいたしますけれども、場所がとれたのが確認できたのが今日とか昨日だったので、あれですけれども……。3月3日月曜日のひな祭りになりますが、午後、またお越しいただければと思います。

【東京工業大学 原科さん】

時間は同じですか。

【国際協力銀行 藤平】

時間は、今日も先生からおしかりを受けてしまいましたが、できる限り議論を尽くしたいということから、もともとある程度長くとらせていただきたい。今日と同じぐらい、1時半ぐらいから、恐縮ながら16時半だとちょっと難しいかもしれないと思っていて、このぐらいの時間、17時30分ぐらいまでということで、休憩も入れさせていただきますから、それでよろしければそうさせていただきますと思います。

【東京工業大学 原科さん】

今、藤平さんのご提案で私はよいと思います。というのは、今日これだけ情報をインプットしていただいたので、余り間をあけますと、せっかく今日情報をインプットしたものがまた消えてしまうとよくないので、速やかに用意していただくのは大変よろしいことだと思いますので、ぜひそのようにしてください。

【国際協力銀行 藤平】

それで、今後の進め方なのですけれども、次回、実施状況確認調査をまた議論させていただきます。先におしりを切ってしまったので、私どももまたこれに向けての作業ということにはなりません。どこまで何ができるかというところはあるかと思います。きちっとしたものを次回にお出しできるかどうかということも含めてちょっと考えたいと思いますが、議論は必ずさせていただきます。

他方、論点のほうも大事なものだと思っております。今回は、あわよくば個々の論点について意見を交わせて、尽くしたいとまで思っていたのですけれども、残念ながら時間がなくなって、ある意味、私ども不徳のいたすところであります。ということもあって、次回、議論をさせていただきますと思っております。

1つの考え方というか、こうさせていただきますと思うのですけれども、NGOさんからいただいた提言、それから私どもの提言、ヒューマンライツさんのものも含めてということになりますけれども、これをわかりやすいように1つの表にまとめて、その表の中身

というか、別に新たなことを加えるということではなくてやっていきたいと思います。

それで、私どもの論点に対するコメントとか、NGOさんに対してのものは、残念ながら、今日プレゼンする機会がなかったわけですけれども、あくまでも現時点でのコメントというのをすぐにホームページにアップして、ほかにももし両方に対してご意見ということがあれば、また恐縮ながら、勝手ながら1週間程度のところで何かコメントをいただければ、それも反映したとりまとめ表のようなものを用意して、次回、それをベースに議論させていただければと考えています。1週間というのは、3連休も入ってしまうので、来週までということで。これは義務ではありませんので、もし何かご意見がありましたらと。それも表のほうに反映させていただきたいと思っています。表としては論点のポイントとか、こうこう、こういうことを考えて、NGOさんの場合は提言までいかれているので、それは提言と。私どもはまだ提言までいっていませんから、そのようなものですが、とにかく一覧表にという形で、みやすい形で議論させていただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。次回でございますけれども、3月3日月曜日の午後1時半ということで……どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

これはJBICさんに教えていただければということで、次回お願いしたいのですけれども、先ほどから国際基準の扱いについて、ベンチマークであるとか、参照であるとか、先ほどのお話の中で世銀の基準、IFCの基準を用いていらっしゃるということがお話であったのですが、具体的に今、JBICさんの審査の中でどのように国際基準を使って確認し、例えば第2部に書かれている基準とどの程度違う扱い、同じ扱いをしているのかといったあたりを教えていただけると、ここの点の議論がクリアになるかなと思ったので、次回、できればそれを教えていただければと思ったのですが、いかがですか。

【司会】

JBIC、いかがですか。

【国際協力銀行 藤平】

了解しました。

【司会】

では、その点も踏まえまして、3月3日月曜日の午後ということでございまして、本日も同じ2部構成というような形になるのでしょうか。実施状況調査に関する引き続いた議論と、今日出ました各プレゼンをベースにした論点をJBI Cのほうで表にまとめますので、それをベースにした議論の2つをやらせていただきたいと思います。

それから、JBI Cからもありましたように、いろいろコメント、ご意見等がございましたら、1週間ぐらいをめぐりにJBI Cのほうに送っていただけましたら、それも取り込んだ形での表にしたいということでございますので、よろしく願いいたします。

時間が大分超過してしましまして申しわけございませんでしたが、長時間ご参加いただきましてありがとうございました。また、次回以降も引き続きよろしくお願いいたします。これにて第2回のコンサルテーション会合を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

了